

## 無尽会社の一つの基盤としての「無尽講の心性」

— 私人間無尽が提供した意識されざる「営業支援」と  
昭和戦前・戦時期における同「心性」の衰微 —

由 里 宗 之

### 1. はじめに—問題の所在と本論のアプローチ

#### (1) 「魚屋の大將にはわかるが大学教授には わからない相互掛金」

戦後昭和期における中小企業専門金融機関の柱の一つであった相互銀行は、「掛金」業務を銀行や信用金庫などと異なる金融の仕組みとして独占的に有していた（「固有業務」；全国相互銀行協会 [1971] pp.157-158、日本銀行調査局 [1981] p.236）<sup>(1)</sup>。同業務の主体をなしたのが「相互掛金」であり、少なくとも業態発足（1951年）当初の相銀<sup>(2)</sup>諸行の大半は、普通銀行と同様の預金業務・貸付業務をものぎ、「相互掛金」業務を資金の受入・運用の柱としていた。

相互銀行が普通銀行へと転換し業態が消滅して既に30年が経過しようとしている現在、金融論研究者の間でさえ「相互掛金」の基本的知識を当然の前提として話を進めることはできなくなっている現状にかんがみ、まずその特徴を簡記しておきたい。それは基本的には日本銀行調査局 [1981] pp.236-237にある簡にして要を得た説明に依拠したものであるが、適宜筆者が文の組み直しや語彙補足・置換等を行った。

- 1) 契約者と相互銀行とは、始めに、一定の期間と一定の給付金額ならびに定期掛金額を約定する。

- 2) 給付は、契約期間の中途または満了時に行われ、前者の中途給付は、給付順位の決定方法・給付時期を定める契約に従って行われる（一定以上の期間掛金を払い込んだ場合や、掛金者が中途給付を希望し相銀側が応諾した場合など）。

- 3) 契約期間の満了時に給付が行われる場合は定期積金と類似するが、大きな相違点は契約の中途でも給付が行われうることで、その場合、その後の掛金には借入利息に相当する額が加算されることになる。

さて、ここまで説明したところで、金融実務や金融論に多少なりとも通じた読み手の方からは、依然として「そのような『相互掛金』という金融商品が、定期積金・積立定期や定期担保貸付・小口信用ローンとは別個に、なぜ相銀諸行の業務の柱となり得た（つまり顧客訴求力を持っていた）のか、よく分からない」との声が依然として聞こえてきそうな気がする。

相銀業態の同時代の観察者かつ諫言者でもあった堀家文吉郎（早大教授）にとってさえ、「相互掛金」の「銀行論」的な説明はさほど容易ではなかったようで、堀家 [1975] p.245 には、「今日から思えば、相互掛金は定期積金担保の貸越契約つき信用供与 [引用

者補足：「担保積金」額オーバーもありうる]なのだが、日掛が給付時までには積立金、給付後は返済金となるしくみ」と、ようやくたどり着いた「分かってもらえる説明」が述べられている。

他方、本段のタイトルとして掲げたフレーズのように、「魚屋の大將にはわかるが大学教授にはわからない相互掛金」といった言い回しが、たとえば1960年頃の相銀業界人の談話や論説などには見受けられる。以下は、同時期の金融業界誌の一つに掲載された業界人座談会<sup>(3)</sup>からのピックアップである。

本誌：掛金と貸出ということになりますと、一般に掛金というのは商店街…、そういうところに受けておって…。

森松：…商店街の魚屋の大將にはわかるが、大学教授にはわからないのが、従来の掛金でしょう。どっちかというと知識層の方にはわからないし、実際に活用しておる人は、こういうものだということがよくわかって、非常に便利だというふうに利用していらっしゃる方もたくさんあるのですが、それが実際に金利はどうやって計算するとか、簿記はどういうふうにつけるかということになると、非常にめんどうなんですね。(後略)  
(下線引用者)

## (2)「相互掛金」は「無尽講」本来の方式の「逸脱型」

相変わらず分かりにくい「相互掛金とは」の話が続けて早くも読者に飽きられてしまわないよう、この(2)の段で述べる「たねあかし」のポイントを予め申すことにしたい。そもそも「相互掛金」は、「無尽講」本来の方式ではなくその「逸脱型」であり、業界用語でも「看做無尽」と呼ばれていた「つくり物」——「無尽講」の必須要件を欠いているのに一見似せてこしらえた——であった。い

わば「まがい物」であり、ホンモノの商品でもないのに「相互掛金の商品性」を読者に理解してもらおうとすること自体、書き手としても無理な話なのである。

それでは、「無尽講」本来の方式とはどのようなものなのか。現在でも本来の「無尽講」同様の金融方式が「模合」と呼ばれて実践されている沖縄地方の事例(小澤 [1991]、東 [2015]、松尾 [2018a, b]、中村 [2018] など)につき、中村 [2018] が紹介しているものを図表1にまとめた。

図表1が示す、AからFまでの「講員」集団すなわち「団」こそ、そもそも「無尽講」の欠くべからざる要素であった。依拠した中村 [2018] 所載の事例は企業グループ内の6社であるが、森 [1982] が歴史的に、また井関 [1931a]・[1931b] や由井 [1935] などが昭和初期の様相として述べたように、より典型的には「顔の見える関係」にある複数人員(同図表では6名)が相集まって「団」を形成した。

AからFの各講員は「講会」ごとに掛金を拠出し、毎回、集まった掛金総額を籤(または入札<sup>(4)</sup>)の当籤者(または落札者)が総取りする(図表は籤方式、以下同方式を前提に述べる)。この取り分が「給付」であり、初めに給付を受けたAは掛金との差し引きで2,500万円という使途自由金をいきなり手にすることができる。A以下の当籤者はその代わり、次の講会からは割り増した(図表の例では“500万円→505万円”)掛金を払い込むことにより、給付が後回しになる講員に代償を払うことになる。そしてFまでの全員が給付を受けた時点で終了する。

このような無尽講においては、森 [1982] が「共同体無尽」と呼んだ(p.142など)ように、その(容易に逃れられない)社会的紐帯と(裏切りを排除する)相互信頼関係とに裏付けられ、以下のような恩恵を享受することができた(池田 [1918] pp.204-207、由井 [1935] p.29)。

図表1 沖縄のある企業グループでの「模合」(無尽講)の仕組み

※表の数値は下記出所記載の論文のままであるが、「講会」等の用語は由井 [1935] 記載の戦前日本の「無尽講」における呼び名を用いた

500 …網掛けしたのがその講会での当籤者

単位：万円

「月1回など」	講員各々の支払額 (掛金 500 + 金利 5)						講金の給付		
	A	B	C	D	E	F	当籤者	給付額	
講会の 回次	1	500	500	500	500	500	500	A	3,000
	2	505	500	500	500	500	500	B	3,005
	3	505	505	500	500	500	500	C	3,010
	4	505	505	505	500	500	500	D	3,015
	5	505	505	505	505	500	500	E	3,020
	6	505	505	505	505	505	500	F	3,025
支払累計	3,025	3,020	3,015	3,010	3,005	3,000	「講員集団のこと」		
給付 - 支払	-25	-15	-5	5	15	25	…「団」合計は損得なし		
	初回給付者は資金調達 メリット大				終回給付者は資金運用 メリット大				

出所) 中村 [2018] p.27 所載の表・説明文に基づき筆者がまとめた  
(同表には「A社情報交換会及び相互模合運用規定 [平成 18 年 2 月 23 日] より作成」と出典付記)

- ① 負い目・「恥」感覚なしに「借金」ができる (全員「給付金」を早晚受け取るのだから)。
- ② 無担保または簡易な担保のみで給付を受けられる (対人信用)。
- ③ 早めに給付を受ける者も高利を掠め取られることはない<sup>(5)</sup>。

加えて、普通銀行には相手にされず、また相手にしてくれる金融業者・質屋では相当な高利にさらされる庶民層 (井関 [1931a] pp.362-364、ナジタ [2015] p.253) にとり、次の④の「明瞭さ」<sup>(6)</sup>も感ぜられたのではなからうか。

- ④ 外部者に篡奪されることなく仲間内でのみ資金フローが完結する明瞭さ。

そして、以上①から④までの利点ゆえ、総じて「無尽講は賢明で有利な金融方式」との感覚が、かつての庶民層の間に行き渡ったのではなからうか (これは本論の中心的課題とも密接に関係し、のちにより綿密に論じていく)。

さて、ここまで来てようやく、『相互掛

金』は『無尽講』本来の方式の『逸脱型』という本段の表題の説明に戻ることができる。前段でも引用した堀家 [1975] p.245 は「相互掛金は相互銀行の尾骶骨になってしまっている」と指摘し、次のように皮肉も込めて綴る。

「相互掛金は、昭和 24 年に制度化された看做無尽の呼び替えである。当時これを無尽の一種と考えた者は天才であった。だいたい、一定の組 [引用者: 前述の「団」のこと] がなく、定期の入札・抽せんがなく、個別に満期給付金を定め、日掛で一定期間掛金を集め、一定額に積み上がったところで、貸出利息を満期給付金から天引して給付する形を、無尽とみなすというのは、無尽の本来のありようからすればどうしても無理である。」

この堀家の言う「無尽の本来のありよう」には、前掲の図表 1 が示す「団」に基づく無尽講の仕組みとともに、上述した①から⑤までの講員にとっての利点——それらも「団」の存在に負うところが大きい——も大なり小

なり含まれていよう。詳しくは後述するが、であるからこそ「団」制度ならびにそれに基づく「無尽講」本来の方式（無尽業法第1条前段が定める「典型無尽」<sup>(7)</sup>)は、相互銀行の前身たる無尽会社においても、昭和戦前<sup>(8)</sup>・戦中期までは「形骸化」の傾向（後に3節(4)・(5)にて述べる）を辿りつつも維持されていたのであった。

その「形骸化」をも通り越し、もはや「原型」さえとどめなくなった戦後の「相互掛金」が、無尽講も「団」もなくなって久しい令和の日本（沖縄地方等を例外として）の読者諸氏に「分かってもらえない」のも無理はないのである<sup>(9)</sup>。

### (3) 私人間無尽は実は営業無尽の一つの重要な基盤であった可能性

#### ——本論の中心的論点

無尽会社が営利事業として営む「営業無尽」<sup>(10)</sup>は、1915年公布・施行の無尽業法により法制度的基盤を得た。ナジタ〔2015〕は同法の立法化過程につき、大蔵当局が以下のような認識を有していたことを指摘している（付番・波線は引用者）。

- 1) 営業無尽の仕組みは伝統的な「講」と同じもので、加入者に強制的な掛金拠出ならびに強制的な給付金受取りを強いる点、「近代的」〔引用者補足：自由意思での貯蓄・解約・借入〕ではない。しかし多くの国民が「お互いに貸し借りする」そして「加入者は債権者であると同時に債務者でもある」という伝統的な「講」や「団」による金融方式に馴染んでいる限り、その「非近代性」を残したままで国の金融制度・資金循環に組み入れたほうが、結果として国民の貯蓄習慣の促進ならびに庶民金融の円滑化に資する。（pp.262-263, 272-275）
- 2) 無尽講も営業無尽も「我国民の習俗の上に」「深い根底」を有しており、営

業無尽は適切な当局規制のもと、また非営利の地域的な無尽講はこれまでどおり、機能し続けるべきである。（pp.277-278；無尽業法案の衆議院審議に際しての浜口雄幸政府委員答弁<sup>(11)</sup>）

筆者を含め「金融機関論」の研究者は、どうしても法制度化された「フォーマルな金融セクター」に視角が偏倚しがちであるが、無尽講に関しては、ナジタ〔2015〕の上記および同書中の後続の指摘<sup>(12)</sup>のとおり、「インフォーマルな金融セクター」において相当な普及度・認知度を有していたこと、すなわち「営業無尽」以外の無尽講——以下本論では「私人間無尽」<sup>(13)</sup>と呼ぶ——が広範に行われていたことが特徴的であった（日系米国人ナジタ・テツオの同書執筆の主たる動機も、民衆レベルでの相互扶助的金融の広範な実践を見出した「驚き」であった〔同 p.vi〕）。

また、この方面も「金融機関論」さらには「金融史」を含めた金融論研究者にほとんど言及されないが、戦前日本の農村に関する社会学的研究においても、私人間無尽は注目されてきた。同研究分野の古典にして今なお生きた学説をなす鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』（鈴木〔1968a, b〕）は、農村社会は伝統的に狭域的な「講中村」であり、様々な「講中」組織・活動（私人間無尽はその一種）がその社会的活動・社会的紐帯（人的結合）の一中心となってきたことを論じている。

すなわち鈴木〔1968a〕は、その pp.340-348 を「今日〔引用者注：概ね 1937 年以前<sup>(14)</sup>〕わが国の農村における集団類型のうち…その数において〔最も〕多い」「講中集団」の説明に充て、それらは無尽講のように金銭的なものから宗教的・娯楽的なものまでを含み、「講中村」ないしは「自然村」（典型的には地形図上で家屋が集まり合った「集落」）の社会的連帯意識の上に成り立つ組織であり社会的活動である、と言う。また同時に「講中集団」の活動が「連帯の意識を特に鼓舞し、連

帯の具体的限界を明確に意識せしめ」と述べる（鈴木 [1968b] p.420）。

以上のような「鈴木農村社会学」（後藤 [1977]）の見解、そして前述のナジタ [2015] の「驚き」を踏まえれば、営業無尽ではなく私人間無尽こそが、日本の農村社会さらには都市部の一部まで及ぶ各地の共同体的意識と相互扶助的実践の習慣が表出した金融方式——先に引用した浜口雄幸の言う「国民習俗」——であったのではなかろうか、と思われる。先に（2）の段で述べたように、「無尽の本来のありよう」（「団」に基づく仕組みと講員にとっての①～⑤の利点）は私人間無尽においてこそ明白であり、本論で後に見るように昭和戦前期において営業無尽も「[私人間] 無尽講と同じ仕組み」であることを顧客勧誘のセールス・トークで用いていたことから、私人間無尽はその存在と利点とが農村部はもちろん都市部においてもかなり知れ渡っていた、いわば「容易にイメージできる」営みであったのではなかろうか。

以上のような予察から、筆者は本段の表題に掲げたように、「私人間無尽は実は営業無尽の一つの重要な基盤であった可能性がある」こと——派生的連関として「日本（除沖繩）で私人間無尽が衰微していったことは『団』のある営業無尽（「典型無尽」）が退潮した要因の一つとなった可能性がある」こと——を中心的論点として、一つの試論を本稿にて提示しようと考えた。

#### （4）私人間無尽と営業無尽に関する諸研究

前段で提起した本論の中心的論点、すなわち「私人間無尽は実は営業無尽の一つの重要な基盤であった可能性がある」という仮説に表れる2つの制度的要素、すなわち①私人間無尽および②無尽会社が組成し運営する営業無尽、の各々については、以下のように研究の蓄積ないし業界誌等がある。以下、①②をはじめ、本論との関係で基本的な文献につきイントロダクトリー（導入部的）な紹介を行

いたい。

##### ① 私人間無尽に関して

まず、私人間無尽——そもそも江戸期以前にはそれが無尽のほぼ全てであった——については、既に（2）でも引用した森 [1982] の「質、量ともに他の相互銀行史にはみることのできない学問の香りの高い無尽金融史」（麻島 [1984] p.54<sup>(15)</sup>）がある。もっとも、森 [1982] の紙幅の大部分は明治期以前の歴史に充てられていて、本論の関心の的である営業無尽が伸張していた時期（概ね1915年「無尽業法」制定以降）に関する記述は少ない。池田 [1918] など無尽会社の業界誌においてしばしば引用・言及される、いわば当時スタンダードな「無尽金融論」の書においても、共同体的な私人間無尽については明治期以前の起源・歴史にのみ注目し、それ以降は共同体的関係から乖離し大規模化した無尽に偏倚して述べる傾向は、概ね同じである。結局のところ、大正・昭和戦前期の営業無尽伸張期における私人間無尽の実際の様相については、まとまった文献が見当たらない。

##### ② 無尽会社・営業無尽に関して

無尽会社ならびに営業無尽については、麻島 [1984] が pp.64-67 において研究の欠落を嘆くように、戦前までの私人間無尽を中心とした概ね史的な研究（上の①）と、戦後の（無尽会社の後継組織としての）各相互銀行の行史ならびに研究者の手になる諸研究との間に空隙があり、まとまった書が欠けている。無尽会社が1951年にほぼ全社相銀化したこともあり、無尽会社が刊行した社史もわずかである<sup>(16)</sup>。もっとも、戦前の無尽会社の業界誌には『無尽通信』（正確には『無盡通信』であるが、以下本論では漢字の旧字体は新字体に置き換えることを基本とする）と『無尽之研究』とがあり<sup>(17)</sup>、それらから無尽会社とその「営業無尽」業務の経営・業務の様相・課題等につき、かなりの程度うかがい

知ることができる。

### ③ 農村社会における私人間無尽に関する社会学的研究

私人間無尽は主に農村部の参加者、営業無尽は主に都市部（主要都市部・地方都市）の参加者を集めていた、という地域的な特徴があった（詳しくは3節で後述）。管見する限り、このような農村社会・都市社会の金融的営為の差異に関する研究は見当たらないが、少なくとも農村社会に関してはその私人間無尽の営みに注目したスタンダードな研究成果として前述の鈴木 [1968a, b] が存在し、（農村）地域社会学のみならず家族社会学・農村地理学などにおいても今も参照文献に挙げられることが多い。

既に (3) でも引用したように、鈴木 [1968a, b] は「共同体意識と実践習慣が無尽講の存立基盤を提供した」という社会（学）的な連関について指摘している。同書すなわち『日本農村社会学原理』は、戦前日本の農村社会に関する研究の大きな到達点とされる（福武 [1959] pp.5-6、後藤 [1977]）とともに、現在でも（農村）地域社会学において「結節的機関の集積としての地域社会」（長谷川ほか [2007] p.235）あるいは「社会関係の累積や共同規範の存在により自ずと形成される地域空間の境界」（森岡 [2008] pp.31-33）という研究視座を提供している。

鈴木 [1968a] pp.99-107 および鈴木 [1968b] pp.381-385 は、江戸時代の「村」（「藩政村」、一般に「部落」と呼ばれるもの）が形態的には「集村」（家屋密集地）、社会関係的には「相互面識の圏」をなしていると述べ、それを「自然村」または「第二社会地区」と呼ぶ<sup>(18)</sup>。そして、農村的な社会関係（組織）の多くは「第二社会地区」を基盤としているとし、無尽講・伊勢講（代表的な宗教講）など種々の講組織（鈴木 [1968a] pp.341-357；鈴木 [1968b] pp.700-701）、氏子集団、村仕事、土地総有制（鈴木 [1968b] pp.419-

432）をその代表的かつ枢要なものとして位置づける。

また、わが国における法社会学確立期の泰斗、川島武宣と門下生との共著川島・渡辺 [1944a, b] も、長野県飯田地方の山村調査に基づき、『金融講』と言えど、村落社会的関係全体を離れては存立し得ない」との趣旨のことを繰り返して述べている。

### ④ 昭和戦前期・戦中期の農村社会・経済の変容と産業組合の伸張に関して

しかしながら、上記『日本農村社会学原理』が著された（原著は1940出版）頃、日本中の農村で起こっていた経済的・金融的な事象は、「農家の決済をすべて産組全体でまとめていこうとする」「産業組合主義」（伊藤・大門・鈴木 [1988] p.215）の奔流であった。上述の農村社会における私人間無尽の実践ないしは「習俗」をほぼ消し去ったのが、この「産業組合主義」の戦時下における強化であり、その意味で「産業組合主義とそれに伴う（ないしはそれを促進した）農村社会の変容」もまた、本論との関連が深い事象であり研究フィールドである。

鈴木 [1968b] はその末尾近くで農村社会の「大体に現下の日中事変までの」（p.705）変化に言及し、上の③で触れた種々の講組織が農村社会の一中心となる「講中村」から、産業組合をはじめとする意識的な協同プロセスが中心となる「産業組合村」への変容が起こりつつある、と述べる（pp.699-703）。また鈴木 [1968a] は、その変化に随伴する社会構成員の態度・通念などの変化にも言及し、「共同社会的なる村の道義と伝統によって維持されている」講というものが「道義と伝統を無視した個人主義・自由主義的態度によっては、容易に破壊され得る」ことも指摘する（p.349）。

経済史・社会史の分野においては、昭和戦前・戦中期の農村部における産業組合の伸張につきかなり多数の文献が見出され、上記の

鈴木 [1968b] の『『産業組合村』への変容』、否むしる『『産業組合村』の完成』と云うような変化が、アジア・太平洋戦争の終結までに起こった、というのが通説のように見受けられる。筆者の目に留まった文献としては、佐伯 [1963] (特に第4章・第5章)、加瀬 [1978]、伊藤 [1988]、大門 [1994] (特に第7章・第9章)、安富 [1994] (特に第4章) などにおいて、昭和戦前・戦中期の農村部において産業組合が農産物生産・流通・代金回収さらには家計余資の(半強制的)貯蓄まで、ほぼ独占的な地位を固めていったことが、繰り返し論じられている。

#### ⑤ 沖縄の「模合」その他の ROSCAs (回転型貯蓄信用講) に関して

上の④で述べた戦前・戦中昭和期の「産業組合主義の奔流」により、「日本本土」においては農村部を含め私人間無尽はほぼ消滅した、というのが関連する研究者間での大まかな合意のようである。その「消滅」との対比で沖縄における私人間無尽講の存続は自ずと研究者の目を引くのか、既に1節(2)でも言及した「模合」の研究は近年むしろ増加し、その研究視座も中小企業金融、マイクロファイナンス(次に述べる ROSCAs の一種として)、クラウド・ファンディング、ソーシャル・キャピタル論など、そのパラエティを増しているように見受けられる。

しかしながら、それら沖縄「模合」研究が、「沖縄と日本本土とで私人間無尽の存続・消滅を分けた要因は何か」という視角へと踏み込んでいたり、そうでなくとも日本本土の私人間無尽講のかつての様相や消滅経緯等の歴史的研究を惹起する、ということは、少なくとも既往の研究発表ベースでは起こっていないようである。

同様のことは、無尽講や「模合」を含む ROSCAs (rotating savings and credit associations; 回転型貯蓄信用講) を対象とした、多くは開発金融論分野の研究者たちに

も当てはまるのではなかろうか。海外・国内で多くの研究蓄積を現在進行形で重ねつつある ROSCAs 研究につき、筆者自身はむしろ近年になって自身の研究に関連した分野として意識し始めたゆえ、決してその当否につき確たることは言えない。しかしながら、「(主に私人間の) 無尽講を ROSCAs の一種に位置づけてその盛衰を捉える」という、本論の視座からは興味深いアプローチの泉田 [1992] も、また沖縄「模合」研究として前掲の中村 [2018] (ROSCAs 研究の視座にも立つ) も、さらには ROSCAs の一種たる無尽講を日本でのマイクロファイナンスの一手法と位置づける角崎 [2016] も、それら著者の他の公表論考を含め、上記のような「日本本土の私人間無尽のかつての様相や消滅経緯等の歴史的研究」へと歩を進めた形跡はない。

#### (5) 私人間無尽のかつての様相や消滅経緯等の歴史的研究は戦後一貫して不足

もっとも、「模合」・ROSCAs の論者たちにかがわれる「日本本土の私人間無尽のかつての様相や消滅経緯等の歴史的研究への踏み出し」の不足は、そもそも戦前・戦中期の私人間無尽・営業無尽双方についての深刻な資料不足——前段②の冒頭で麻島 [1984] を引きつつ述べた——がある限り、致し方ないことでもある。

そもそも、昭和戦後期(以降)において無尽金融史に最も通じていたであろう研究者たちの手になる麻島 [1983a]・[1983b]・[1984]、渋谷 [1983] などにおいてさえ、上記と同様に「踏み出し不足」であったのである。彼らが研究・執筆した時期が、まだ相互銀行も全国相互銀行協会も——今の合併・破綻・被系列化だらけの第二地銀諸行と弱体化した全国第二地方銀行協会とに比すれば——戦前の無尽会社からのアイデンティティも引き継ぎ戦前資料も十分有していたであろう頃であっただけに、その「踏み出し不足」は特に惜まれる。

そのように業界組織に当たれば記録が迫りうる間に、それら碩学たちが、戦前の無尽会社から戦後の相互銀行への変貌、それに並行して起こった「団」のある営業無尽から「見做無尽」さらには「相互掛金」へという甚だしい「形骸化」の過程につき、「明確な意図、解明すべき問題、検証すべき作業仮説をいつも念頭に置いて」（フェーブル [1995] p.18）それら記録（「素材」）にあたり、「（歴史家として）描写すべきもの〔素材〕を見る」（同）ような先行研究を行って来ていたら、その後「日本本土の私人間無尽のかつての様相や消滅経緯等の歴史的研究へと踏み出す」研究の有無・蓄積度合は全く違っていたかも知れない。

(6) 「心性史」研究の援用による社会学・歴史学諸知見の無尽金融史への接続の可能性——「無尽講の心性」という集団意識概念の措定

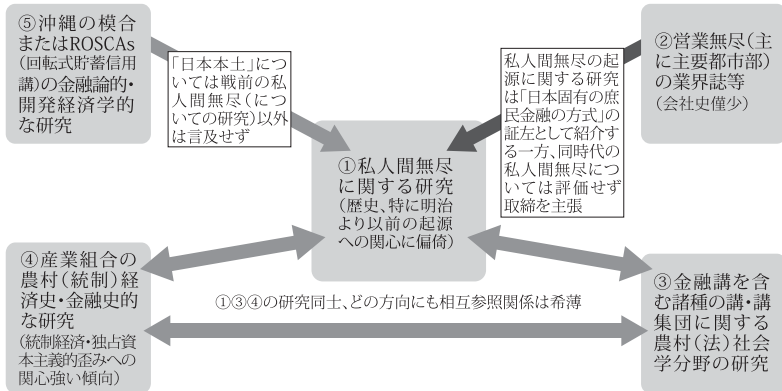
もちろん、以上のような先輩研究者たちへの「繰り言」めいた言い方を「これ以上論は進めにくい」ことの言い訳として用いることが、ここでの眼目ではない。確かに上掲の碩学たちが、もし「日本本土の私人間無尽のかつての様相や消滅経緯等の歴史的研究」を行っていたとすれば、先に (3) にて提示し

た「私人間無尽は実は営業無尽の一つの重要な基盤であった可能性がある」こと——派生的連関として「戦後の日本（除沖縄）で私人間無尽がほぼ消失したことは相互掛金業務衰退の主因の一つとなった可能性がある」——という本論の中心的論点につき、はるかに議論は進めやすかったであろうし、そもそも本論に先立って多数の研究蓄積が積み上がっていたかも知れない。

しかしながら、先に (4) で述べたように、その「中心的論点」に関連した5つの研究・資料領域に関する諸研究・資料が存在している限り、それらの知見を組み合わせることにより、あたかも複眼レンズ——しかも「昭和戦前期から戦後期へ」という時間軸をも有する——を用いたかのように見えてくる連関があるかも知れない。そもそも、それら5つの分野間の相互参照や知見の組み合わせの研究例が、図表2に図式化したように今まで相当希薄であったがゆえに、この「知見の組み合わせ」の試み自体、少なくとも新たな発想と見えよう。

もちろん、「新たな発想」であるからといって、それが研究アプローチとして意味を有するとは限らない。筆者は、先の (3) にて引用した無尽業法の衆議院審議に際しての浜口政府委員答弁中の「無尽講も営業無尽も

図表2 私人間無尽と営業無尽とに関連した5つの研究・資料領域とそれらの間の相互参照関係の希薄さ



出所) 筆者作成



我國民の習俗の上に深い根底を有しており」とのくだりが着想の端緒となり、由里 [2018] および由里 [2020a, b] に続き再びアナール学派の歴史学にヒントを求め、本論では同学派に始まる「心性」という概念を援用することを思い立った。

アナール学派の歴史学は、「社会心理」、すなわち名もなき多数の人々に行き渡った「感覚的想像世界、精神の働き、無償行為などの領域」が経済史に重要な影響を与えうる可能性を示し（竹岡 [1995] pp.202-203）、それらの心的領域、「一種のものの見方のシステム」を「心性」(mentalité) と呼んだ（同 p.206）。

アナール学派から「心性」概念の重要性が明示的に提起されたのは1960年代（同 pp.206-207）、そしてそれが欧・米・日の「社会史」研究に広い影響をもたらすのは1960年代から70年代頃のことである。もっとも、アナール学派の創始者の一人マルク・ブロックは、『王の奇跡』（ブロック [1998]）および『フランス農村史の基本性格』（ブロック [1959]）において、まず「集団的精神」と呼称するもののうちに「心性」とかなり相似た社会心理の影響力を述べ<sup>(19)</sup>、さらに（ナチズム下での）早逝以前の主著の最後とも言える『封建社会』では、中世封建社会の「心性」（明示的に "mentalité" と呼称）について述べている（ブロック [1995（原書1939-40）] p.96 など）。

なお、アナール学派が元々「心性」概念の有意性の科学的根拠としていた20世紀半ば頃までの社会心理学の「集団的無自覚」等の鍵概念は、1980年代までには心理学領域では廃れていったが（コルバン [2002]）、「心性」概念は「社会（心性）史」ならびにより広範な「文化史」の研究を惹起し続けている。また、本論とも関係が深いわが国の農村・「家（イエ）」等の社会・文化にかかる近現代史の方面では特に、「心性」を研究視座として援用した研究例が少なくない——それ

は研究対象たる日本農村社会・文化の当該時期における変貌の激しさと無縁ではあるまい——ように見受けられる（小林 [1997]、中嶋 [1999]、高田 [2003] など）。

そして、そのような日本の社会史研究の蓄積の中で、「心性」という言葉も、元々アナール学派が20世紀前半の心理学に依拠して用いた "mentalité" という意味よりも、むしろ前述のブロック [1995] が（アナール学派中では）萌芽的に用いた「感じ、考える、その仕方」という捉え方と共通点のある、日本語としての「メンタリティ」に近い意味——もちろん「（研究対象たる）特定の時代・地域・階層等の人々に集団的に共有されていた」という形容語付きで——において用いられているように見受けられる。そのような日本の社会史研究の流れをも受け、本論においても、「心性」という語は「特定の時代・地域・階層等の人々が集団的に共有する心性（メンタリティ）」という意味で用いたい。

そして本論では、「無尽講の心性」の構成要素として、まず①村落の金融講に参画し規則を遵守せしめる共同体の連帯意識（それは他にも数多くの「全生活的全人格的」とも言える共同体の社会関係と連続体をなす）、および②「（自分たちが利用可能な）まっとうな資金調達・運用手段は『無尽講』をさし置いて存在しない」という（これも集団的な性格のある）捉え方、を措定する。これら①②は鈴木 [1968b] p.392 に言う「村自体がもっている精神」（傍点原文）ないしは「村に存する不文の行動原理」に照応するもので、「無尽講の行動・認識規範」とも言えよう<sup>(20)</sup>。

そして、上の①②に拠る「資金調達・運用を企図する際に自ずと『無尽講』を指向するという習性ならびに継続的な営み」——ナジタ [2015] pp.275-281 がその継続性・社会的浸透性を特筆した「無尽講の習俗」——が上記①②の共同体の連帯意識・捉え方をフィードバック的に強化すると考え、その継続的営みへの「慣れ親しみ」やその経験・伝

聞（近しい人々が参加している「いた」という事実）などの記憶的な要素（「無尽講の（集团的）記憶」<sup>(21)</sup>）と併せ、「無尽講の心性」の重要な要素（③）をなすものと位置づける。

図表3は、「無尽講の心性」の以上のような概念規定をあらためて箇条書き的にまとめたものである。

以上の「無尽講の心性」という仮説的な「集团的意識・捉え方」を措定することにより、『無尽』という金融取引形態そのものの金融的・制度的分析ではなく、『無尽』という金融取引形態が参加者に了解される『集团的意識』の方に、そもそもの着眼点を置くという研究アプローチが可能となる<sup>(22)</sup>。

そして、農村社会の「無尽講の心性」とそれに根ざした非常に多数の私人間無尽すなわち「無尽講の習俗」の存在は、営業無尽の「心性的な基盤」であった——すなわち無尽会社の顧客層が営業無尽という金融取引形態を了解し金融講取引に参加するのに有意に役立った——、というのが「無尽講の心性」という語を用いての本論の中心的論点、ということになる。

それにしても、そもそも「無尽講の習俗」が既にあまり存在しなかった主要都市部の営業無尽までが、なぜ「無尽講の心性」を営業推進上利用することができたのか。そこにおいて示唆的なのは、アナール学派とも親交のあった社会経済史家E. ラブルースの「時代の流れの中で、社会的なものは経済的なものに対して遅れるのが常のようであり、また心性的なものは社会的なものに対して遅れるのが常のようである」との観察（Labrousse [1962] p.XI、竹岡 [1995] p.216）である。「無尽講の心性」に即して言えば、そもそも③-2の「無尽講の（集团的）記憶」のような、もはや経済的・社会的行為としては実践されなくなってからも残存する、経時的な「残存効果」がある。加えて、①・②の「無尽講の行動・認識規範」にしても、（社会学

図表3 本論における「無尽講の心性」の構成要素

「無尽講の行動・認識規範」(①・②)

①村落の金融講に参画し規則を遵守せしめる共同体的連帯意識

（その参画行動は他の数多くの「全生活的全人格的」とも言える共同体的社会関係と連続体をなす）

②「(自分たちが利用可能な) まっとうな資金調達・運用手段は『無尽講』をさし置いて存在しない」という（集团的な性格のある）捉え方

③ 1) 「無尽講の習俗」:

「資金調達・運用を企図する際に自ずと『無尽講』を指向するという習性ならびに継続的営み」

上記①②の「無尽講の行動・認識規範」をフィードバック的に強化)

2) 「無尽講の（集团的）記憶」:

「無尽講の習俗」への「慣れ親しみ」やその経験・伝聞（近しい人々が参加している「いた」という事実）など

出所) 筆者作成

的な意味での)「規範」そのものが「パーソナリティに内在化された規範意識」(濱嶋ほか [2005] pp.108-109) という意識レベルのものであり、そこにも「残存効果」があろう。

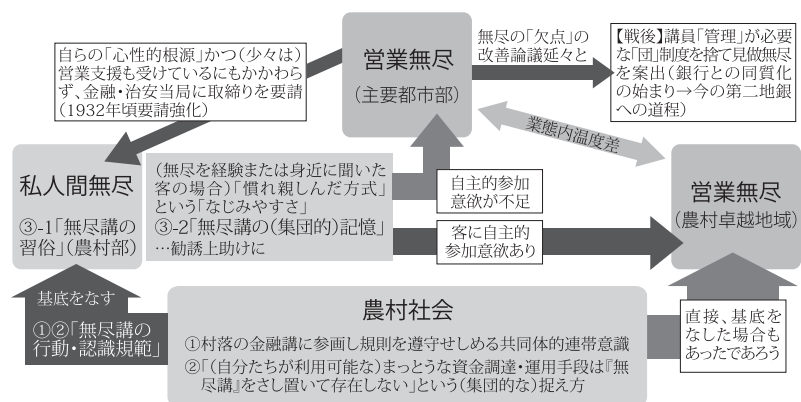
後に3節で述べるように、営業無尽は営業対象（見込）顧客の各々が有する「無尽講の心性」の多寡に応じ、以上のような「残存効果」を「活用」したり「掘り起こ」したりすることに注力し、それは実際にある程度奏功したようである。

(7) 本論の中心的論点と2節以降の構成

図表4は、以上述べてきた、農村社会に根ざした「無尽講の心性」、私人間無尽（「講」習俗）、および営業無尽（無尽会社の主業務）の3者間の仮説的な連関図式を示したものであり、前記(③)の段末尾および(6)の段後半)の中心的論点を含め、本論で説明しないし提示しようとする諸現象と諸連関とを一括して示した図である。

本論の構成としては、次の2節では、前掲

図表4 「無尽講の心性」と営業無尽との連関の仮説的な図式（昭和初め頃の状況）  
 ※①、②、③-1・2は図表3にも掲載の「無尽講の心性」の構成要素



出所) 筆者作成

図表3にまとめた「無尽講の心性」の①・②、すなわち「無尽講の行動・認識規範」、および③-1すなわち「無尽講の習俗」につき、主に社会学的な見地から検討したい。

続く3節では、無尽会社とそれが運営する営業無尽に目を転じ、主要都市部と農村卓越地域各々の無尽会社の営業無尽の運営（講参加者の取扱いおよび見込み客への勧誘）が、それぞれの地域や時代の移り変わりによる「無尽講の心性」の高低に影響を受けていたこと、また主要都市部では宣伝に際し見込み客の「無尽講の記憶」（③-2）に訴えたり、講運営に際し参加者の「無尽講の心性」（特に規範意識）を高めようとする試みも見られたことを述べる。また、同節の最後には営業無尽の「未収・欠口」問題の昂進（それは参加者の「無尽講の心性」水準の低下にも由来）から、「団制度廃止論」が巻き起こったことも紹介する。

そして4節では、2節で検討した農村社会に根ざした私人間無尽が農村恐慌による「講崩れ」等と産業組合（を志向する心性の変容）の台頭により、1930年代から戦時期の間に急速に消滅していった様相を描く。

5節は「まとめ」であり、心性史の視座を無尽講という金融の営みに適用した「試論」

の筆者としての所感を述べ、残された課題を挙げる。

## 2. 農村社会の「講」習俗と私人間無尽

### (1) 伝統的農村社会における「無尽講の心性」の根強さ

1節(3)の前半において浜口雄幸（当時大蔵省）の言葉ならびにナジタ [2015] の所説を引用し述べたように、1910年代前半頃の日本において、私人間無尽は相当幅広く実践されており（本論の用語で言えば「無尽講の習俗」の広範な存在）、無尽業法制定に際し大蔵省もその取締りに乗り出さなかった。そのことは、1節(6)で規定した「無尽講の心性」が当時の日本、少なくとも農村社会においては根強かったことを示唆する。

本段では、鈴木 [1968a, b] ならびに川島・渡辺 [1944a, b]（いずれも1.(3)の後半と同(4)③にて紹介）をはじめとする関連諸研究に基づき、「無尽講の心性」概念（前掲図表3参照）の中の「無尽講の行動・認識規範」①・②について、より詳しく論じたい。（以下、①についてはすぐ下の小段①にて、②については小段②にて述べ、それら小段番号 [マル数字] には、他の用途での

“①”、“②”との区別の明確化のため、上のように下線を引くことにする。）

なお、上述のように本段が主に依拠する鈴木 [1968a, b] (社会学者の書) ならびに川島・渡辺 [1944a, b] (法社会学者・同子弟の書) の、農村社会ならびにそこにおける無尽講(参加者)の様相の整理・叙述方法には、社会学者M. ウェーバー流に言えば「理念型」的な整理・叙述の仕方が見られるように窺われる(鈴木 [1968b] p.422の「村の理念型」など単発的な用例以外、いずれの文献にもそのことを方法論的に述べたくだりは見当たらないものの)。「理念型(Idealtypus)」とは、「研究者がその価値関心に応じて、現実がもつ1つあるいは複数の特徴を抽象(遊離)して取り出し、それを強調して矛盾のない1つの概念として構成したもの」(宇都宮 [2010] p.39)であり、いわば「例外の多い社会的事象から、一つの(とはいえ生起する確率が高い)『内的整合性のある——すなわち読み手にも“ありうべき事象”として理解できるような——典型』を再構成し叙述したもの」と言える。

そのような性格の文献に基づく本節の整理・叙述法にも「理念型」的性格は当然あり、たとえば、この直後の小段①の見出し「農村の無尽講は経済的営為である以前に共同社会的営為である」を例にとれば、それは全国の農村の<sup>あまた</sup>数多の無尽講の全てが「共同社会的営為としての性格を強く有する」という意味ではなく、それら数多の無尽講には「共同社会的営為としての性格を強く有する」ものが多数を占めるということの意味している。そしてその事象が小段②の見出しの内容の「農村社会の『無尽講こそがまっとうな金融手段』との意識」(これもまた「理念型」的なもの)と「内的整合性」を有している——そのことを論証する責任はもちろん筆者にある——ということが、「理念型」と称することの意味内容である。

#### ① 農村の無尽講は経済的営為である以前に共同社会的営為である

##### 「無尽講の行動・認識規範」①

(「無尽講の心性」構成要素①):

村落の金融講に参画し規則を遵守せしめる共同体的連帯意識(それは他にも数多くの「全生活的全人格的」とも言える共同体的社会関係と連続体をなす)

この小段①では、鈴木 [1968a, b] ならびに川島・渡辺 [1944a, b] を主な論拠として、伝統的な(すなわち次の(2)の段で述べる「明治以降の『社会的風化』」を受ける前の)村民たちの生活・意識は、「個人」の利害等よりも共同体的営みを続けていく思念を中心として回っていたことを示したい。

まず、鈴木 [1968a] p.341は「今日[引用者注:1937年頃(注14参照)]わが国の農村における集団類型のうち、講と名づけられているものほど、その数において多いものはないであろう」と述べる。そしてそのような多種多様な「講の集団」(「講中」)の存在によって特徴づけられている「自然村」(一つまたは数個の大字からなる概ね50~100戸の集合体[注18参照])を、「講中村」とも呼称している(鈴木 [1968b] p.700)。自然村は各戸が相互面識を有しうる限界(「第二社会地区」;鈴木 [1968a] pp.382-384)の広がりでもあり、そのような地域的共同社会の上に出来上がっていったのが下記のような性格を有する多種多様な講であり、また「講中」というそれらの講の参加者たちの諸集団であった。

「…講中村においては、地域的連帯性きわめて強く、多くの集団はみなその拘束を受けている。そこでの社会活動の基体としての自然村には、きわめて多くの集団が累積または包蔵されている。この自然村における社会意識または精神はきわめて強く個人の行動を規制し、伝統的なる社会的関係が固定し、封建的遺制が多く存続し、身分の意識、血族の意識が濃厚

である。(中略) [無尽講を含む] 講は本来その組織としてはむしろ合理主義的であって、家の自主独立を尊重し、義理と人情に溺れんとする村人の態度を抑制し、その限度を示している冷徹なる理性を含んでいる。にも拘らず… [信仰、娯楽、共済等種々の] 講 [全体] のゲシュタルト的性格は明らかに共同社会的である。それは農村の共同社会的団体の存続のために必要な最小限度の合理性もっているにすぎない。地縁的結合の上になる自然村のうちに養育されてきた講が地域的連帯性を著しく有しているのは当然である。」(鈴木 [1968b] p.701、下線は引用者)

(なお、この引用文を含む以下の引用文等において、戦前式の文章様式であっても基本的に原文のまま表記するが、①漢字字体の現代式化ならびに漢字用法の現代式化(後者は限定的)、②一部の漢字へのふりがな振り、③金額・数式・日付・序数を示す漢数字のアラビア数字は適宜行った。)

鈴木 [1968a] p.342 は、以上述べてきたような自然村の中で成立する無尽講<sup>(23)</sup>は、基本的に特定個人に対する金融的援助のための「親無尽」<sup>(24)</sup>であり、相互金融組織としての「親なし無尽」は自然村内に成立する事例も多いが数個の自然村にまたがることもある(自然村の規模では相互金融組織を組成・維持するには小さ過ぎる場合)<sup>(25)</sup>、と述べる。

また、鈴木 [1968a] p.347 は、「親なし無尽」も含めて) 自然村内の多種多様な講は「家を単位とした地域的共同社会即ち自然村」が「(宗教的・社会的・経済的等種々の) 事項をその集団活動のうちにとりいれ組織化した」ものであり、あくまで「村の共同社会そのものの行動として存している」と述べる。その「共同社会そのものの行動」としての性格を示すのが「講は今日いずれの目的のものでも飲食を共にする慣行を伴っている」点で

あり、またその性格ゆえ、「近代大都市の中に十分に存し得ない」と言う(同)。

この、講が「村の共同社会そのものの行動として存している」という鈴木の指摘とほぼ同趣旨の観察は、川島・渡辺 [1944a] p.554 にも、以下のように述べられている。

「(代参講<sup>(26)</sup>)のこれらの三つの要素 [村人の共同的結合、金融的機能、宗教的機能] は互ひに深く関係しあつて居り、決してただ三つのものがいはば偶然的に、外から、並存してゐるといふだけではない。思ふにそれらは、根本においては封建的なしかも同時にきはめて緊密な村落協同体によつて結びつけられてゐる全生活的全人格的結合関係において統一され基礎づけられてゐる。そこではまづ個人が存在してそれが他の個人と結合するといふのではなくして、彼の全生活全人格は村落的協同体の中に吸収され統一されてゐるのである。」(傍点は原文、下線は引用者)

本小段①の前掲の独立引用文のように、鈴木 [1968b] は自然村内の多種多様な講が「共同社会そのものの行動」である点を強調する。その一方、「講の組織には冷徹な合理性が存」し、それが「農村の無制限な隣保共助に向かわんとする道義・感情」に「最小限度の合理性」を持った「正しい制限」を加え、村の家々の「権威と独立」および農村の秩序を守ってきた、とも述べている(鈴木 [1968a] p.348)。

繰り返して述べてきたように典型的な自然村は概ね 50～100 戸の農家からなっていて、それは「農村共同体的な生活様式」に支えられて「相互面識が可能な社会圏」の限界(「第二社会地区」)をなす<sup>(27)</sup>(鈴木 [1968b] pp. 381-385)。お互いに顔を見知った関係であるからこそ「無制限な隣保共助に向かわんとする道義・感情」が自ずと生じ、それを適切に一定の規則に服させねば、「(宗教的・社会

的・経済的等種々の) 事項をその集団活動のうちにとりいれ組織化した」講の営み(鈴木[1968a] p.347)は維持し難くなる。

二つ前の段落で言う、「農村の無制限な隣保共助に向かわんとする道義・感情」に対し講の組織が発動する「最小限度の合理性」を持った「正しい制限」とは、どのようなものか。川島・渡辺[1944a] p.566に述べられた小さな山村の無尽講の以下のような様相が、おそらくそれに該当するのであろう。

「これらの講ではその目的は金銭の融通であり利害打算であったにしても、講を支へる講員が、既に本来的に一定の地縁的な近隣集団を成してゐるのであり、しかしてこの集団そのものが純然たる経済関係以上のものであることの結果として、講の利害打算的要素もまた多分に緩和されてゐるのである。(一文略)たとへば落札者が決定しても、外に、資金を急に欲しいと言ふ者が居れば、その場の皆の申し合はせで、落札金をその儘、その者に譲つてやつたこともあつたり、又、一寸都合が悪くて金を掛けられないから一時立て替へて置いて呉れと頼んだりすることも屢々あつたさうである。又、終始顔を合はせる同志であつたから、そこには、何らかの親陸関係が存したのであり、それ故に彼らは、あのやうに講会の時の酒宴を楽しんだのである。講則も定まつてはゐたが彼らの言う所によれば、むしろ、それを越えた不文の法則の方が大切なのであつて、既取者が、何らの理由なく返金を怠るといふやうな不義理は、先ず見られなかつたといふことである。」(傍点「屢々」は原文、下線は引用者)

そして川島・渡辺[1944a] p.570は、昭和戦前期の農村不況下で農村社会の無尽講を見舞った種々の運営上の行詰りと係争とに法的にアプローチするうえで「無尽の諸関係を

近代法典の範疇におしこむことによつて解釈的要求を満足させることは、何ら問題の真の解決を意味しない」と述べる。そして続けて、「そのやうな[非近代的な社会関係の]内部規範によつて構成される無尽講の組織・構造」を明らかにするという「先決問題」<sup>(28)</sup>が、「法社会学の興味」の対象として見出されると述べている(同)。

この川島・渡辺[1944a]の観察もまた、この小段①の主題である「無尽講の行動・認識規範」の①すなわち「村落の金融講に参画し規則を遵守せしめる共同体的連帯意識」が、近代の合理的価値尺度や近代的「理性人」(いわんや近代経済学的な「経済人」)を当然視したままでは理解しにくいものであることを示している。1節(6)で見たように、奇しくも同時期、フランスのアナール学派では「心性」という概念が見出されつつあったのであるが、川島武宣の「金融講と宗教講との間の内面的関連性の探究」への深い関心(川島・渡辺[1944a] p.542)とマルク・ブロックの「心性」への関心とは、そう隔たりのあるものとは思えない。

② 農村社会では「無尽講こそがまっとうな金融手段」との意識が存在し、それは無尽講の概ね円滑な運営実績に裏打ちされていた

「無尽講の行動・認識規範」②

(「無尽講の心性」構成要素②):

「(自分たちが利用可能な)まっとうな資金調達・運用手段は『無尽講』をさし置いて存在しない」という(これも集団的な性格のある)捉え方

無尽講、とりわけ私人間無尽の参加者(講員)たちの多くが認識する利点については、既に1節(2)において述べたが、あらためて4項目の箇条書き部分を再掲すれば、以下の通りであった。

① 負い目・「恥」感覚なしに「借金」ができる(全員「給付金」を早晚受け取るのだから)。

- ② 無担保または簡易な担保のみで給付を受けられる（対人信用）。
- ③ 早めに給付を受ける者も高利を掠め取られることはない。
- ④ 外部者に篡奪されることなく仲間内でのみ資金フローが完結する明瞭さ。

しかし、そもそも「既取者〔引用者注：既に給付を受けた講員〕と未取者との利益はきはめてすどく対立するものであり、講員全員が規則通り掛金を支払い続け無事満会（最終の講会）に至れるか否かは「結局非近代的な社会関係によつて…担保されてゐるのみである」（川島・渡辺 [1944a] p.570）。未取者が上記の①・②の利点につき安心して講会に出向くことができるかどうかは、既取者が掛込み続けてくれるかどうか次第である。

私人間無尽の既取者が掛込義務を果たし続けてくれるかどうかについては、川島・渡辺 [1944a] 自身、先の小段①後半の引用文のように（特定村の調査ではあるが）「既取者が、何らの理由なく返金を怠るといふやうな不義理は、先ず見られなかつたといふことである」と述べている。また、由井 [1935] p.33 は、私人間無尽の講員同士の間関係が親密であることは、それら無尽の円滑な運営と「大抵の紛争は情誼的に解決される」ことに結びついていると述べる。

そもそも地方小銀行はおろか信用組合・貯蓄銀行等からさえ対人信用を受けにくい「庶民階級」の、それでも何とか質屋・高利貸は避けたいという思いの人々が私人間無尽に頼っている（由井 [1935] pp.16-20）、という金銭的背景を想起すれば、既取者が掛込みを続けることに困難が伴う場合も多かったはずである。それにもかかわらず、上で述べてきたように私人間無尽は既取者の掛込も含め概ね円滑に運営されてきたのであった（但し昭和初めの農村経済困窮期以降は4節で見るとように様相は異なっていく）。困窮者救済の色合いの強い「親無尽」（注24参照）でさえ——否むしろ「親無尽」のほうがなおさら——

一、親が給付（救済）後に掛込みを怠ることはほとんどなく「救つて貰つたのだから、外の方面で無理をしても、返金だけは何とかしてしたい」という態度が常であった、との証言もある（川島・渡辺 [1944a] p.562）。

結局のところ、「未取者が上記の①・②の利点につき安心して講会に出向くことができるかどうかは、既取者が掛込み続けてくれるか次第である」との先の問いにつき、依拠してきた諸文献からは、少なくとも昭和初期までは、「既取者が、『無理をしても返金だけは何とかしてしたい』という心持ちの場合も含め、掛込み続けてくれる確実性は十分高く、ほとんどの講は満会すなわち全講員が給付を受ける最後まで円滑に運営された」と言うことができるであろう。そして、そのような概ね円滑な運営実績が伴うことにより、前述の①～④の利点が講参加者（既取者も未取者も）に実際上見込めるものとなって、由井 [1935] p.20 が無尽講につき「農村鄙邑の第一義的金融機関の働きを為しつゝある」と述べるように、農村社会では「無尽講こそがまっとうな金融手段」との意識が定着していった、と言いうるのであろう（もちろんこれは、本段のはじめに述べたように、「理想型」的な整理・叙述法における「言いうる」である）。

それにしても、前段落で述べた既取者の「『無理をしても返金だけは何とかしてしたい』という心持ちの場合も含めほぼ確実に掛込み続けてくれる」という姿勢ならびに（銀行論的に言えば）「返済実績」は、現代人が想起できるような「義理と人情」だけで説明できるのであろうか。言い換えれば、筆者自身そして現代の（ほとんどの場合）都市社会に生きる本論の読み手にも日常語的に理解可能なレベルの「義理と人情」だけで、前述の川島・渡辺 [1944a] の言うような「きはめてすどく対立する既取者の利益と未取者の利益」という潜在的な紛議の種が、私人間無尽の満会までの10年間（調査村における通

例〔同 pp.573-574〕）ほぼ問題を起こさなかった、ということの説明できるのであろうか。

鈴木〔1968b〕には、上記のような既取者の律儀な姿勢と「返済実績」との背景に、「村の精神」という「強制力」の存在があると論じている部分がある（pp.451-453；「精神」に関する序論・文献レビューは同〔1968a〕 pp.118-126）。本小段の最後に、その核心的なくだりを紹介しておきたい。

「村人は相互にきわめて相親和せる仲ではあるが、一度社会意識の指示に反した場合には、どんな親しい隣人もどんな無力な隣人も彼の前には厳乎たる村の代表としてたってくるであろう。かくて村人は相互に督奨し相監察する事により、村の社会意識の命に従って生活しているものである。いわば一個の精神が村人をその意志するままに行動せしめているのである。村は一個の精神であるというはその意である。個人を超絶して個人をその意のままに指導しているその一個の精神こそ村そのものであり、幾百年もの歴史的生命をもつ村そのものであると考える事ができる。しこうしてその一個の精神とは、社会意識内容の体系的規範にほかならぬ。しからばわずか30戸の山村にも、およそ社会生活に必要なあらゆる基礎的規範はことごとく存し、その秩序と発展が保証されている。」（同〔1968b〕 p.450）

鈴木〔1968b〕の「村の精神」論、特に「精神」の語に関しては、注20で述べたような後の社会学者たちの批判もあり、筆者自身も（無尽講の）「精神」という言い方を避けて（無尽講の）「行動・認識規範」という語を用いている。それでも上記の引用文に関する限り、村人たちを服せしめる「強制力」として、「村の精神」という語には、「村の行動・認識規範」という語よりも、確かに「村

人たちの心性」の叙述としてより優れた面、すなわち鈴木〔1968b〕の読者にかつての村人たちの感じ方への想像力を一層促す「文学性」<sup>(29)</sup>があるように感ぜられる。

この「村の精神」に関する「村人たちの心性」が、無尽講の講会という、村にとって比較的重要な営為の場においても存していたとすれば、村人たちは、その講会の営みにも「幾百年もの歴史的生命をもつ『村の精神』」の一端を感じ、それに誠心誠意協力することが村の「秩序と発展が保証され」ること——それは自身と家族との生活・経済基盤の保証にも直結していた——にもつながるであろうと思っていた、と想像することもできよう。それゆえ鈴木〔1968b〕の「村の精神」論は、前述の「既取者の『無理をしても返金だけは何とかしてしたい』という心持ち」の理解に今一步近づき、一つの方途と言えるかも知れない。少なくとも「村の精神」論は、この小段②で述べた「無尽講の概ね円滑な運営実績」と小段①で述べた「無尽講の共同体的営為の側面」とを架橋する<sup>(30)</sup>とともに、無尽講の講員たちの「心性」の理解への助けとなる可能性を有しているよう。

## (2) 農村社会の変容と「無尽講の心性」の部分的希薄化

上の(1)において最も頻繁に依拠する文献であった鈴木〔1968a, b〕は、(1)においてはほぼ触れなかった——それは同段冒頭に述べたように「伝統的な農村」における「理念型」の提示に重きを置いたがゆえでもあった——ものの、明治維新以降の農村社会の変化と、その変化に随伴する社会構成員の態度・通念などの変化にも時おり言及している。特に、鈴木〔1968b〕の最終章最終節「社会的特性に基づく分類」（pp.696-707）においては、明治以降の都市化、資本主義化、あるいは「社会的風化」の程度（それら三者は概ね並行して進行するとする〔p.699〕）によって農村社会を3類型に分け、類型論かつ



動態論的な議論を展開している。

それら3類型のうち、明治維新以降の農村社会のいわば「理念型」をなすのが、種々の講集団（「講中」）の存在により特徴づけられる「講中村」であり、これを「第一類型」とする。この「講中村」は（1）で述べたような伝統的・共同体的村落社会の諸特徴を保持しているが、それが教育・法制・思想・経済組織などの諸側面における都市化・資本主義化によって変容するにつれ、「伝統的・道義的・地域的・連帯的集団が漸次姿を消し自由主義的・個人主義的・合理的・契約的集団が漸次加わっていく」と述べる。そのような漸次的変容の積み重ねにより「多分に進歩的性質を有し自由主義的・契約主義的であるが、なお地域的連帯性を認め、地域的連帯性の上に合理的・契約的集団〔産業組合や各種の協同経営体〕を組織し、かくの如き集団が村の統率的力」となっている村を「産業組合村」と呼び、これを「第二類型」とする。なお、ある村がこの類型に属するかどうかは、産業組合が存在・活動しているかどうかよりも、むしろ「かくの如き集団が村の統率的力となっている」という条件を満たしているかどうかによる。また、上記引用文中の「自由主義的・契約主義的であるが、なお地域的連帯性を認め」というくだりは、「個人の自由活动」などが地域の集団の拘束により制約される場合があることを意味している（以上、本段落は鈴木 [1968b] pp.700-703 に拠る）。

鈴木 [1968b] はその末尾近くで同書が「大体に現下の日中事変前までの事情について述べた」もの（p.705）と付言し、その観察時点では、種々の村が「講中村」から「産業組合村」の間の種々の段階に存在していて、さらには「第三類型」の米国タイプの「農場村」<sup>(31)</sup>に近づく動きまで存すること（pp.702-703）、そしてそういった相異の要因は「明治以後の文化感受の程度」の差、そしてほぼ同時に「都市化の程度の差」による（pp.696-697）、といった指摘も行っている。

次に、農村社会の無尽講に関しては、前段（1）の小段①で述べた、「自然村中の無尽講は親無尽、数個の自然村にまたがる無尽講は親なし無尽」という傾向（鈴木 [1968a] p.342）とも照応する、「産業組合村では自然村を超出する金融的講が多くなる」との観察（鈴木 [1968b] p.701）が述べられている。

また、以上のような農村の変容に伴伴する社会構成員の態度・通念などの変化にも言及し、「共同社会的なる村の道義と伝統によって維持されている」講というものが「道義と伝統を無視した個人主義・自由主義的態度によっては、容易に破壊され得る」ことも指摘する（鈴木 [1968a] p.349）。そして特に無尽講につき「今日…訴訟がしばしばおこり村の平和を破っているのは、都市化のある段階において当然に考えられる」と述べている（同）。

なお、川島・渡辺 [1944a, b] においては、恐らく事例調査対象の長野県山村が上記鈴木の言う「明治以後の文化感受の程度」・「都市化の程度」が遅い地域であったことと照応し、「共同社会的なる村の道義と伝統」の衰退は昭和に入ってからのこととして描かれている。すなわち同 [1944a] pp.554-556 の（遠隔社寺への）代参講の「崩壊」は「昭和に入ってから」のことであり、また同 [1944b] pp.953-954 では昭和恐慌以降の「村落協同関係の弛緩」が述べられている。また、そのような大きな傾向とは別に、同 [1944a] pp.558-559 には、大正末期の爾価格高騰の時期に金融目的の無尽講が投機熱的に濫設されたことも述べられている。

同様の現象の指摘は森 [1982] にも見られ、同書は「好況期」の無尽講の増加とその後の不況期における（濫設）無尽講の行き詰まり増加という傾向、そして、より一般的な指摘として「資本主義的景気変動の激しさ」が無尽講にとって明治期以降新たな試練をもたらしたことを、p.436 などで述べている。

この2節すなわち「無尽講の心性」との関

連での農村社会の社会学的検討の最後に、戦後昭和期の代表的著作の一つ福武 [1959] の農村社会の変容に関する所説（それは鈴木 [1968a, b] をも踏まえている）を紹介しておきたい。

「明治以降、資本主義社会のなかで農村が変動してゆくにつれて、農民の生活態度にも変化が生まれる。農村への貨幣経済の滲透は、農民にも合理的計算をさせるようになる。都市との関連が増すことによって農民の生活欲求はひろがってゆく。資本主義の冷酷な経済法則は、農村の階層の固定性をこわし、家格の変動をもたらす。このような過程のなかで、農民はまず、家の枠にしばられた欲求を少しでも伸ばすために、この枠そのものを「経済的に上方に」拡大しようとする。（改段落）こうして農民のなかに利己心が生まれる。けれども、この利己心は、歴史的堆積を経た農村社会の複雑な重層的生活関連のなかでは手放しに充足を求めることができない。そこに利己心はゆがめられた利己主義となり、潜在的な形態において抜け駆け根性をつくり出す。農業生産力のいくらかの上昇は、農民に一応個別的な農業経営を曲がりなりにも可能にするが、これによって隣保共助の『美風』は解体し、上からの没我的な協同はくずれていく。」（福武 [1959] p. 557、下線引用者）

以上の福武 [1959] の観察は、「美風」の解体や没我的な協同の崩壊など、大筋において鈴木 [1968b] の「社会的風化」（p.699 など）と同種の変化を指摘しつつも、「ゆがめられた利己主義」や「抜け駆け根性」の生起の指摘は、それが無尽講の講会運営の支障となる可能性がある態度の指摘である点、「無尽講の心性」の「風化」の具体的様相を考えるとうえで有用であろう。

本段で紹介してきた諸知見を、農村社会に

おける「無尽講の心性」の変容との関連でまとめれば、明治期以降は資本主義的景気変動の激しさの影響を受け、また「文化感受の程度」・「都市化の程度の差」などに起因する地域差を伴いつつ、「無尽講の心性」が減退していった村々があったこと、そして昭和恐慌を期に一層多数の地域でその減衰が加速した、ということであろう。

なお、昭和恐慌以降の農村社会・経済における産業組合の影響力の急拡大ならびに相前後して起こった「文化感受の程度」の加速現象については、後の4節において論述する。ただ、鈴木 [1968b] の言う「産業組合村」への変容との関連で予め申しておけば、「産業組合村」への変容、否むしる「『産業組合村』の完成」とも言えるような変化が、終戦までに起こった、というのが通説のように見受けられる。

### 3. 無尽会社の営業無尽

——「無尽講の心性」と「金融機関化」という二律背反の狭間で

#### (1) 明治期以降の無尽会社の勃興と無尽業法の制定、そして私人間無尽の「放任」

2節で検討してきたように、また1節(7)で掲げた図表4に示したように、日本が近代（すなわち明治期）に入って以降も、農村社会<sup>(32)</sup>には「無尽講の行動・認識規範」が根付いており、また実際に私人間無尽が多数組成されるといって「無尽講の習俗」が存在していた。

他方、主要都市部（本論ではさしあたり、明治期から昭和戦前期における「六大都市」<sup>(33)</sup>ならびにその近郊を指す）や、地方都市（他の県庁所在地、その他旧城下町・市場町等由来のローカルな商工業集積市・町を指す）においても「無尽講の習俗」が見られたことが、森 [1982] 第5章3節などに散発的に記されているが、都市部の私人間無尽の実態はほぼ不明である。全国相互銀行協会

[1971] p.15にも「無尽は下級庶民や地方人相手の金融手段として強く支持されていた」こと、また「これらの非営業的な無尽のなかから営業無尽が起こった時期についてはさまざまな説がある」と書かれているだけである（同書は以降しばしば引用するので、以下の文中では『相互銀行史』と記す）。

他方、兵庫相互銀行50年史編纂委員会[1962]すなわち『兵庫相互銀行50年史』は、神戸大学井上忠勝助教授（経済経営研究所）を顧問に迎え、同行の前身9無尽の歴史や無尽会社業態史にも分け入った検討を行い「学問的批判にも耐えうる書」（麻島[1984] p.66）と評されている。同書には、上記のような都市部の無尽講ならびに無尽会社の原型に関する情報の欠落を補う記述が散見され、本節でも適宜用いることにしたい（以下、『兵庫相互銀行50年史』と記す）。

その『兵庫相互銀行50年史』p.56は、営業無尽が明治末から大正初めにかけ急速な勃興ぶりを示した半面「営業者やその使用人に人を得なかつたためか、あるいはまた加入者が…投機的にこれを利用せんとしたためであろうか」、営業者中に不正をはたらく者が続出した<sup>(34)</sup>と述べている。また、ナジタ[2015] p.274は「契約団の加入者は遠くの村や町からやってきたためおたがいに顔見知りでなく…騙されやすかつた」と述べているし、無尽業法の帝国議会议案審議でも「元来斯くの如き営業を致す人々は玉石混淆、中には結構な人もありませうが、多く[の無尽営業者]は…細民の間を奔走して、其金を集めて自己を利すると云ふ所から起つて居る」との指摘<sup>(35)</sup>もある。推測の域は出ないが、私人間無尽とも無尽会社とも区別がつかないような<sup>(36)</sup>、また講の主催者の信用度も誠実さも「玉石混淆」といった状態が、特に主要都市部では現出していたのではなからうか。

1915年（大正4年）の無尽業法制定を機に、無認可の営業無尽業者は営業を継続できなくなり、1915年10月に2,363を数えた業

者数のうち、免許申請をした者は200余、翌1916年末時点で免許を取得した業者の数は136であった。以後概ね1919年まで無免許業者の「整理時代」（廃業か、免許を得るための資本増強や地域ごとの合併）が続き、同年末の免許業者数は206であった（以上『相互銀行史』pp.30-31, 37）。このような、いわば「規制強化と業者整理の時期」を経ることにより、前記のような明治末・大正初期の「不祥事の多い業界」のいわば「体質改善」は進んだと思われる<sup>(37)</sup>。

無尽業法により、無尽会社は基本的に会社組織とされ、自ら講員として参加するのではなく講会の管理人たることを業とすべきこと、また資本金額の要件や会社取締役たちの会社債務に関する連帯責任も法的に規定され、大蔵省の監督権限も厳格なものとなった（由井[1935] pp.62-63、『相互銀行史』pp.31-35）。そのことと、営業無尽加入者の給付を受ける権利が他の講参加者に対する権利ではなく無尽会社に対する債権と位置づけられたこと（由井[1935] p.63、池田[1918] p.227）により、「団」参加者全員の「給付を受けられる確実性」は法的・金融論的には格段増したはずであった。（なお、以下、無尽会社が運営する営業無尽の契約者一般を「加入者」、そして具体的な「団」[講組織]の構成員を「参加者」と呼ぶことにする。）

それでもなお、昭和初期に書かれた井関[1931b]——同書自体は私人間無尽および営業無尽の（都市部を含めた）庶民階層にとっての有用性を高く評価している——にも、次のような記述が見られる。「老人や田舎の人は、比較的無尽に理解がありまして此の無尽のこしらへ方や、運用方法等をお話しする必要もありませんが、若い人々や知識階級の人々は、無尽といふものに一向理解がなく無尽といふ名前を聞いただけで毛嫌ひされる方が多いやうであります」（p.3）。

そのような「毛嫌ひ」の原因としては、無尽会社が無尽業法のもとで上記のように「体

質改善」されてからも、故郷（大半は農村部）から都会・町に出て来た人々の「原体験」（または「騙された」事例の見聞や親世代からの語り継ぎによる「原印象」）などが、尾を引き続けた可能性があろう。また、無尽業法が規制対象としなかった私人間無尽が引き続き容易に設立され、府県令がある地方だけ地方警察の取締りを受ける（しかも問題が表面化しない限り会計帳簿も放任）といった状態であり（由井 [1935] pp.22, 32-34）、無尽会社と私人間無尽の見分け方も不明な一般民の目からは引き続き無尽全体が「玉石混淆」に見えてしまい、無尽会社にも不信感を抱くといった状態<sup>(38)</sup>であった可能性もある。

## (2) 主要都市部と農村卓越地域各々の営業無尽の「営業推進環境」

1節の(4)①・②および同節(5)で述べたように戦前の無尽会社と私人間無尽どちらも先行研究が相当不足し、無尽会社は社史も僅少、また私人間無尽はそもそも基礎的事項の当局調査さえ欠けていた<sup>(39)</sup>。そのため、本節の本段以下の検討も概して「点描」的なものとなるが、先に1節(7)の図表4にて示した仮説的図式の、理念型的連関(2節(1)の4段落目参照)の裏付けとなる「断片的な手がかり」を提示していきたい。

### ① 主要都市部の営業無尽——明治末頃の不祥事多発期を経て無尽業法下で「信用回復」努力

上述のように無尽会社の社史が僅少であるなか、『兵庫相互銀行50年史』はその前身9無尽の社史を各々極力書き留めようと努めている点でも貴重である。その中の一つ、1928年設立の(旧)兵庫無尽は、結果的に戦時下の大合併後の(新)兵庫無尽の主柱ともなったが、同p.305によれば「当社の経営振りを評して全国無尽会社の模範たり」とも賞されていた、という。自社のことを自画自賛するのは社史一般によくあること、ともいえよ

う。しかし前述のように同社史は編集顧問に神戸大の井上忠勝を迎え、下記の箇所などは第三者的・研究者的目線で、井上 [1963]（これ自体は(旧)兵庫無尽を直接の題材とはしていない）とも筆致が似ており、恐らく同氏自身の(旧)兵庫無尽評ではなからうかと思われる。

「旧兵庫無尽の経営のやり方というものを、いろいろと手探りしているうちに、自然とでてきたのがこの『厳しい経営』という言葉である。(中略、改段)…昭和5年7月に当社の役員陣は一新された。財界知名の土三木三郎が社長に就任し、また元町や南京町あたりの有力な商人が取締役や監査役に就任した。しかしこの人事の中心となったものは元三宮警察署長小林徳蔵の専務就任であった。…この小林という人は、巡査から署長にまで昇進したというだけあって、自己の職責に過酷なほど忠実であった。(一文略)だから、勉強し、研究し、会社の経営に全力をあげた。(一文略)…社員にとってたしかにこわい存在であった。少しのゆるみも間違いもしてかすことはできなかった。社員は歯を食いしばり、意地になって頑張った。こういう空気の中から『厳しい経営』が生まれた。」(『兵庫相互銀行50年史』p.301)

他方、森 [1978] pp.144-146には、(旧)兵庫無尽の本店所在地と同じ神戸中心部（国鉄神戸駅西側域）の大正初期頃の私人間無尽の乱立ぶりが主に賀川豊彦の諸稿に抛りながら描かれていて、(賀川が救済事業の主対象とした)「貧民窟」を私利私欲の手段とするような「講主」たちが多数いたことが述べられている。そのような地域で無尽会社の社会的信用を得るには、上記引用文にあるような「厳しい経営」を積み重ねる必要があったのであろう。

(旧)兵庫無尽の本店営業域内には「貧民

窟」を横目に暮らす福原（現地下鉄新開地駅北方）の遊郭街もあった。同無尽は、福原の店主たち、風呂屋、集合住宅賃貸経営者など「日銭」が入る業種の人々をむしろ好んで加入させ、集金にいそしみ（『兵庫相互銀行50年史』pp.299-300）、他方、「満会給付に絶対の支障が生じないよう」無尽利益金<sup>(40)</sup>の計上には「満期無尽給付準備金」など非常に保守的な会計方針をもって臨み、金融機関としての財務基盤の強化に努めた旨（同 pp.301-305）、記されている。

ここで挙げたのは個別の一無尽の事例に過ぎないが、そのような努力の結果、昭和戦前期には「親族知人の親しみ易い農村に於ては頼母子講が発達し、然らざる都会地に於ては営業無尽が発達するのである」（由井 [1935] p.34）とコメントされるまで、無尽会社は社会的認知度を向上させていったのであろう。ただしその頃でも、たとえば小坂 [1931b] p.27（同稿は後に本節（3）② [b] で紹介するラジオ講話の原稿）が「（無尽会社）選択の標準 [は] 経営者の人格を主とし、真面目に経営しておるものでなくてはなりません」などと述べていることから、無尽会社により経営の質や営業無尽の（今で言う）「顧客満足度」の差も大きかったのかも知れない。

## ② 農村卓越地域の営業無尽——私人間無尽との連続体的・相補的な関係

先の2節において、「無尽講の心性」（1節（6）の図表3参照）の根幹部分すなわち「無尽講の行動・認識規範」が日本の農村社会に存し、また同社会においては同心性の実践的側面（「無尽講の習俗」）が昭和初期まで観察されたことを論じてきた。そのことからしても、既に何度か引用した浜口雄幸の言う（大正期までさしたる社会的問題ともならず継続していた）「国民習俗」としての私人間無尽の営為の中心は、農村社会にあったのではなからうか。

上記の『無尽講の心性』の根幹部分」が

農村部には何かしら存在していたことについては、光川 [1933] の下記引用文も示唆しているようであり（「心性」に類する語は用いないにせよ）、また、恐らくは主要都市部所在の無尽会社の経営幹部ないし業界組織人として、うらやましく思っているようでもある。

「…古来地方的に行はれた所謂頼母子講は…『自分が掛けねばそれだけ [他の講員の] 給付金に直ちに影響するのだ』といふ無尽の組織を… [全講員が] 明確に理解してゐたからそれでこの組織でもよかつたのですが、営業無尽ではさうはゆかぬ。一団は一団でも各その団の加入者には頼母子で見るやうな義務観念が欠如してゐる。従つて平気で掛金を遅滞することになる。」（同 pp.39-40）

この引用文では「営業無尽では…団の加入者には頼母子で見るやうな義務観念が欠如してゐる」と一般論的に述べ、主要都市部の無尽会社と農村卓越地域（以下、主要都市部すなわち「六大都市」[注33参照]とその近郊以外を指す）で営業展開する無尽会社とを区別していない。しかし、昭和戦前期の業界誌などによく目を通すと、無尽会社の本支店が主要都市部所在か農村卓越地域所在（典型的にはそのような地域の小都市・町）かで、そこで運営される営業無尽の団の雰囲気さらには無尽会社の運営担当役職員の「営業無尽観」も異なっていたのでは、と思われてくる。

筆者にそう思させた契機となったのは、団の運営が円滑に行われ「無尽の妙味」が顧客・職員間に共有されていることを示唆する、下記の山形殖産無尽の役職者の述懐である（その題名も「無尽の妙味」）。

「…或会社に於ては掛金奨励金を与ふる等其の他方々によつて又其の経営者により種々の方法を用ひ、加<sup>それにくわへ</sup>之同一会社において同一種類の無尽を取扱ふ場合に於て

も、予定収支計算通り毫釐の相違なく結末を告ぐるもの殆んど無いと言つてよく会員の顔触如何により入札の有無に従ひ収支計算に相違を来し、組毎に収支計算を異にするので予め此の無尽に加入すれば必ず斯様な計算の利回りがあると断定することは六ヶ敷いのである。然し大体に於ては其の標準計数が判つて居るから尠くともそれ以上の利回りになると云ふことは言ひ得るのである。然して其の不明の処が無尽としての妙味のある処で何人と雖も1 + 1すの2と云ふ明らかな計算よりも寧ろ不明にして若し僥倖にして割合の善き組に加入すればと云う射幸心に駆られて加入するのが人情の常であり、却てここに面白味が存するのである。

「…無尽は何人も利あつて決して損のない金融機関である。差当り金の不要な人は毎月其の利回りを見、金の入用な人は薄利にて済し崩済が出来る仕組である。而して一旦無尽に加入すれば当籤落札により当然給付を請求し得る権利が出て来たので一面に於て貯金し、一面に於て借金を公然に請求し得る機関である。此処が無尽の特色で最も妙味のある処である。」

「[上記の無尽ごとに収支計算が多様である「妙味」は、他方] 業者の立場からしても其の収支計算は一組毎に皆異なり、即ち欠口の生じた場合、権利抛棄のある場合、入札の多くありたる場合と無き場合凡て其の収支計算に影響するので其処に経営者の悩みがあり又興味が起つて来る処である。即ち平素の努力如何により如何様にもなし得るので其の努力の効果が直ちに数字に顕れて来るから洵に愉快な仕事であり… (後略) (山田 [1935]、下線引用者)

上記引用文中で「其の不明の処が無尽とし

ての妙味のある処で何人と雖も1 + 1すの2と云ふ明らかな計算よりも寧ろ不明…」云々は、営業無尽という(個人的利益を満たす)「金融商品」よりむしろ、団という疑似的社会関係と講会の満会までの(予め予想しきれない)展開を「味わう」ような心理・姿勢<sup>(41)</sup>が営業無尽の団参加者たちに存していたことを想起せねば、理解しにくい。山形殖産無尽の本支店は、私人間無尽が多数存する農村部に囲まれた地方小都市(本店のあった山形市でも人口6万人余[1930年国勢調査])に所在し<sup>(42)</sup>、町暮らしの人にも農村部の出身者や農村部に知人・親戚を持つ者は多かったであろう。それゆえ、同社が運営する営業無尽の個々の団には、「無尽講の(集団的)記憶」の保有者が多数存し、さらには団の中に私人間無尽の経験者がいる(彼らには「無尽講の行動・認識規範」が身につけていたであろう)ことも珍しくはなかったのではなからうか。

上記引用文中で他に注目されるのは、運営する営業無尽(恐らく「団」制度をかなり忠実に守ってしよう)個々の当籤・落札・権利放棄・欠口などに至るまでの(しばしば予定通りにならない)展開を「楽しむ」、山形殖産無尽側の世話人の様子である。そのように熟達しいわば「無尽世話人道」の域にまで達した無尽講管理担当者の存在も、恐らくは「無尽講の習俗」が多く残存する農村卓越地域の無尽会社の人的資産であったらう。また、上記引用文にも元の山田[1935]にも記されていないが、無尽会社の伝統的な団の運営では参加者同士の親睦のため酒食の機会も設けられたようであり<sup>(43)</sup>、山形殖産無尽の団の運営でもそれが行われ、私人間無尽の講会のような親密感も演出していたことが十分考えられる。

以上のように、山形殖産無尽の営業無尽においては、団参加者にも世話役にも「無尽講の心性」が少なからず存続していたのではなからうか。そして、2節(1)②で述べた同

心性由来の規律付けがそれらの営業無尽でも（少なくとも部分的に）働いていたゆえ、先の光川 [1933] からの引用文中の「団の加入者には頼母子で見るやうな義務観念が欠如し」「平気で掛金を遅滞する」といった事態は起こっていなかった、ということではなからうか（そうでなければ「無尽の妙味」などといったタイトルは付けられまい）。

付言すれば、浅野 [1933] pp.5-6 が指摘するように、主要都市部の営業無尽でも団構成員間の社会的関係があった場合（同一町会や同業者間のメンバーで団が組成された場合など）、ないしは無尽会社が団構成員と「金銭以外の紐帯を作る」べく努め団の形骸化・無規律化を防いでいた事例、があったという。しかしながら主要都市部ではやはり、先に引用した光川 [1933] が述べる団の形骸化・無規律化がより大きな潮流であり、それゆえにこそ、後に本節（4）で述べるような「講員選別」や給付審査厳格化の問題、さらには（5）で述べるような「団の廃止論」が主要都市部の無尽会社を中心に起こってくるのであろう。

### （3）「無尽講の心性」が不足する主要都市部での営業無尽推進の具体的様相

上の（2）②で述べたように、農村卓越地域の小都市・町に営業拠点を置く無尽会社は、本支店がそもそも周辺住民の集団が「無尽講の心性」をよく保持している地域に立地しているため、「無尽講とは何か」、「団に参加するとは」、そして「掛金払込みは欠かさずべからざる事」などにつき、事細かに「説論」する必要は少なかったであろう。（ただしその一方で、しばしば設立される私人間無尽が無尽会社のライバルになることはあったかも知れず、そのことが4節（1）で見えるような私人間無尽に対する反目視につながっている可能性はある。）

ナジタ [2015] p.263 は、無尽講につき「あらゆる人になじみのある金融の原則」で

あり、無尽会社の営業無尽はそれゆえ容易に民衆に理解された、と述べている。筆者は、上の段落で述べた農村卓越地域の小都市・町に営業拠点を置く無尽会社についてはそれは概ね妥当するのではないかと考える。しかし、主要都市部の無尽会社については、以下で見るように無尽会社関係者が「そもそも無尽とは」との「説論」の必要性を自ら述べているなど、「あらゆる人になじみがあった」とは思われぬ。それゆえ本段では「営業無尽はどの程度主要都市部の人々に理解されていたか」、また理解されていない場合「無尽会社はどのようにそれを理解させようとしたか」を、昭和戦前期の業界誌の論考・記事や相互銀行史（前身無尽会社に関する部）の情報に主に依拠しつつ、検討していきたい<sup>(44)</sup>。

### ① 宣伝戦略と外務員教育・管理は無尽業界の重要な経営課題であった

河合 [1936] p.41 は、無尽会社が無尽の仕組みや利点などにつき「今更新らしく説明する必要もなからう」と考えがちな、その姿勢自身が問題であるとし、「此の業者から見れば判り切つて愚にもつかぬ事が一般人には少しも判つて居ない、判つて居るのは新聞に書かれた悪口位のもので、判らないから外務員が苦心するのである」と述べている。

そして同論説は外務員（営業域を回って加入者を勧誘し集金等を行う）を「強硬外交」に走らせることなく効果的に営業支援する方途として、新聞への「チラシ広告」や「映画広告」（それも「館内〔張出し〕のプログラムに掲げた」ものでなく「上映前のスクリーンに映るものを、と細かく指示）を利用すべし、と訴えている（効果的な新聞媒体として例示された紙名から主要都市部の無尽会社役員を主たる読み手と考えているようである）。さらには、「専門学校、商業学校に於て夏期講習会と云う様な形式で無尽の大体を…学生及其父兄、教師等に正しく宣伝する方法

も考へられる」と述べていることからして、商業学校の学生・教員たちにとってさえ営業無尽が既に「なじみのある金融の原則」ではなくなっていたことを示唆している。

このような「広告宣伝」強化の訴えの背景には、1933年5月に東京の無尽3社が警視庁の捜索を受けて<sup>(45)</sup>以来の東京・首都圏を中心とする「営業無尽即ちインチキ」（篠山 [1933] p.12）と言わんばかりのバッシング報道・世評、そしてそれにより「<sup>ようや</sup>漸く萌芽しかけた無尽便益の思想…無尽利用の旺盛観」などが「一朝にして萎微した」（河津 [1933] p.16）という業界の特殊事情もあったであろう。それでも、講員間の相互金融の仕組みが幸いして金融恐慌の直接のダメージが少なく世評も向上した（『相互銀行史』pp.38-39）にもかかわらず、3社等の不祥事で「無尽便益の思想…無尽利用の旺盛観」が簡単に揺らぐあたり、やはり主要都市部における営業無尽に対する一般人の理解の基盤は脆弱であったことが示唆される。

また、上記のような「一般人の理解のなさ」に照応して、無尽会社の外務員の資質や営業方法（勧誘推進とともに新加入者の資質チェック等も）についても、主要都市部を中心に無尽各社の看過できない課題となっていたことが、業界誌の論説等から窺われる<sup>(46)</sup>。その中には、「無尽なるもの、懸金は共同的積立貯金であつて加入者対経営者のみの問題でない事を十分理解せしめて共存共栄の真意義を發揮すべきであり、また「滞納は不道德である、恥辱である、公德上許すべからざるものである…と云ふ精神」を持たせることが肝要、と説くものも見られる（根田 [1929]）。同稿は全国無尽集会所機関誌『無尽通信』の「懸賞論文」の部で複数掲載されているなかトップに載せられているが、業界の機関誌上で（「営業無尽では掛金義務は講会参加者相互の義務ではなく無尽会社に対するもの」との法律論を横に置いたような）「無尽講の心性」復活論（本論の言い方では）

が高い評価を受けていることは、主要都市部の無尽会社もまた、結局「団」を運営せねばならない限り「無尽講の心性」を少なくとも部分的に必要としていたことを物語っているのではなからうか。

さらにまた、『相互銀行史』p.397には1935年に「無尽募集取締規則制定」が全国無尽集会所の議論に上った際、「人口稠密セル地方ニ於テハ」「居住者モ全国ヨリ移住セル者多キ」ゆえ「悪質」外務員を雇わないような規則の必要性があろうが、一方、「地方」においては外務員も「当該地方人」多く、「余リ無責任ナルコトハ容易に為シ得ザル所ニシテ」、そのような地方の無尽会社（同集会所加盟社数の多数派）に規則遵守の手間を増やすような規則制定は「時期尚早」とされたことが記されている。

以上のような諸事象から推察するに、主要都市部の少なからずの無尽会社において、多くの地域住民・企業主の「無尽講の心性」は、かなり希薄化していたのではなからうか。

## ② 営業無尽の宣伝における「無尽講の心性」の「種まき」・「掘り起こし」

上の①で見たような状況を恐らく反映して、主要都市部の営業無尽ないしは無尽会社の（地域・中央）業界団体は、営業無尽加入を勧誘する各々の「無尽講の心性」の残存レベルに応じた勧誘方法をいろいろ試みたのではなからうか。以下に紹介するのは、業界誌や相互銀行史に見出される、そのような試みの一端ないしは「無尽講の心性」の残存レベルを示す資料である。

### [a] 無尽講を見知らぬ主婦への訴求方法 ——「私の無尽体験談」

『無尽之研究』に、同誌の多数の巻号中でも比較的異色の「無尽初加入体験談」がある（あつ子（ペンネーム）[1932]）。「無尽をしみじみと有難く思つた話」と題された同稿



は、「夫れまで無尽といふものがどんなものであるかハッキリ知らなかつた」一主婦が、将来の教育・養育費用等を考え貯蓄を思い立ち主人に相談する、という書き出しである。そして主人から「利回りはよし入札と抽籤といふのが一回置きにあつて中々面白くもあり楽しみなものだよ」などと「度々聞くうちにどうやら無尽の本質が解つてきて非常に面白味のあるものだ…理解し、長女の「七つ祝い」を機にその費用を節約して将来への備えに回そうと決意し、「知人を頼んで今都下で一番堅実な会社と定評のある東京〇〇無尽へ加入を申し込んで貰つた」という展開である。そして初回から二か月後の会で当籤し、250円という「夢のやうな」大金を手にし、200円は郵便貯金に、10円は無尽会社の方たちへのお礼に、云々、というハッピーエンドで締めくくられている。

この体験談の筆者は結局、「主人」が無尽講の基本的な仕組みや「妙味」を知っており、また「知人」が具体的に「東京〇〇無尽」(の評判)を知っていた、ということで「無尽を知る人々」が周囲にいたことが無尽会社に加入する手がかりとなった。逆に言えば筆者自身は元々は「無尽講の心性」(行動・認識規範も、参加経験も、それらの記憶も)がなかったものの、夫や知人にそれが(部分的に)あったおかげで、彼女も「営業無尽」のことを「有難く」思えるようになった——その第一の理由は早期の当籤であり彼女が「無尽講の心性」をどの程度会得したかは定かではないが——ということであろう。

#### [b] ラジオ講話——「無尽の話」

『無尽通信』所載の小坂 [1931a, b] の著者(というより講話者)は、当時野村銀行調査課にいて、同行顧客でもあったろう無尽会社の实情に通じ経営分析も行っていた(小坂 [1930])。同稿は、同氏が恐らく大阪の無尽業界の要請を受け<sup>(47)</sup>、「大阪放送局」(日本放送協会の、であろう)でラジオ講話を行っ

た際原稿であるが、それはまた、当時の主要都市部で一般人に無尽のことを理解してもらうにはどの程度の水準から話し始めなければならなかったかを知る手がかりになろう。

小坂 [1931a, b] の講話は、無尽の歴史的沿革から無尽会社の始まりとその利点へと進み、無尽の団の基本的仕組みを解説したうえで「庶民階級から集めた金を、大資本家階級のみが利用する」ことがなく「真に相互救済的」である、と述べる。また、借入金を「長期間に渉つて、なし崩し的に返済すればよい」ゆえ「簡易に返済が出来るといふ、大なる便利がある」と述べる。また、明治末から大正初めにおいて(本段①で言及したような)「多数の無尽類似の金融業者が、不正行為を敢てして、非常なる害毒を流しましたがため」…「無尽などを、時代遅れの金融機関だと…一般から顧みられないことになつて」…「一層無尽業の発達を遅延せしめた」と、本段でもしばしば言及してきた、大都市部における「無尽」の語の悪印象の広がり認め、その上で日本の「在来のよい制度」を顧みるべき、と訴えている。(以上、小坂 [1931a]、下線引用者)

小坂のラジオ講話の後半は、1915年に無尽業法が施行され「嚴重な官憲の監督もある」昨今の営業無尽に限った説明となる。前段落(講話の前半、無尽講一般の説明)と同様、再度掛金・給付の仕組みが述べられ「無尽に加入すれば、其当然の権利として、給付を受けることが出来る」という利点が強調される。次いで、借入金利が他の庶民金融機関に比して「頗る低利」であること、また「預けた金」としての利回りも他の金融機関よりも有利である旨が述べられる。また、資金が入り用なのに入札と抽籤で当たらなかつた場合の「便法」として、「契約高までの給付を受ける」ことができると述べる(但し講話前半では担保の必要性にも言及; 小坂 [1931a] p.29)。そして「加入者の中に不良な者が出て来、返掛しないと、途中解約者がある等の

ために加入者へ損害が掛りはしないか」といういわゆる「未収・欠口問題」に関しては、「総て会社が責任を負ひ」給付額減額などはありません。また無尽会社の取締役が無限責任を負っていることを述べ、私人間無尽と異なる営業無尽の確実性を述べる（但し、その少し前には「会社の選択を誤つてはならない」とも述べている）。最後に、東京式無尽と大阪式無尽との相異（注（40）参照）や飲食を伴う初回講会（注（43）参照）のこと（ただし「寧ろそんなことをするよりも、無尽の掛金を安くした方が、此頃流行の合理化かもしれませぬ」と付言）に触れ、近年「有利な貯蓄をする考へから、加入する者が多数」云々の宣伝調により締めくくっている。（以上、小坂 [1931b]、下線引用者）

この小坂のラジオ講話は、昭和戦前期の業界誌中の他の無尽の利点談、あるいは『兵庫相互銀行 50 年史』中の前身無尽会社の宣伝パンフ所載の利点の訴求ポイントとも通じる点が多く、主要都市部の各無尽会社が当時見込み客に訴えた宣伝の述べ方の一典型と解してもよいと思われる。そしてその講話中には伝統的な私人間無尽の良さに言及した部分（上 2 段落の下線部分）もあり、「無尽講の心性」の視点からは、同心性が途絶しかかった

主要都市部で、営業無尽への理解を拡げるべく、同心性の一部を「種まき」し、ないしは（同心性を有していたことのある人々の場合）「掘り起こそう」とする試みとも解することができます。

### [c] 私人間無尽が「ライバル」の場合——営業無尽と私人間無尽の利点・欠点比較表

最後に、『兵庫相互銀行 50 年史』が「大変読みやすく」「是非目を通していただきたい」（p.324）と「推奨」する、同行前身会社の一つ日の丸無尽（尼崎市本店）の「昭和 10 年頃のものと思われる」（同）宣伝小冊子を取り上げたい。

「無尽のすすめ」と題された同小冊子（同年史は「リーフレット」と呼ぶ）は、「その頃の無尽会社がどのように無尽の妙味実益を人々に訴えていたかがよくうかがえる」との同史の前触れ（同）のとおり、貯蓄・資金調達いずれの見込み客にも、彼（女）らの典型的なニーズや無尽への疑念を的確に先回りして、説得力ある応答を示している。ただ紙幅の問題もあり、また煎じ詰めて言えば上の [a] [b] で示した内容と重なる点が多いので、ここでは図表 5 に掲げた一つの表に絞り、若干の検討を行いたい。

図表 5 1935 年頃の大都市部近郊の無尽会社の宣伝小冊子所載の営業無尽・私人間無尽の利点・欠点比較表  
日の丸無尽と頼母子講との比較  
——便利で確実な日の丸無尽——

日の丸無尽は	一般の頼母子講は
1. 大蔵大臣の認可と兵庫県知事の監督の下に取締役全部の連帯責任だから講崩れがありません	1. 法律上の責任者がいないから中途講崩れがありやすい
2. 入札は 8 掛以上となって居るから手取金が多い	2. 入札に最低制限がないから落札者の手取が少いため高い利息にあたる
3. 取らずに置いて安心で一般預金の倍以上の利廻りとなる	3. さりとて取らずに置けば講崩れのため元利丸損の危険がある
4. 臨時に金の入用な時は何時でも低利で借る事が出来ます	4. 臨時に金の入用が起っても特別借用と言う方法がない
5. 落札しても相手が会社だから何の気兼ねも入りません	5. 救助的にして貰った人は一生頭が上らぬ

出所) 『兵庫相互銀行 50 年史』(兵庫相互銀行 50 年史編纂委員会 [1962]) p.329

日の丸無尽は1930年に設立され、1941年には戦時期当局の合同促進方針による合同の波（『相互銀行史』pp.39-40）のなか山陽金融無尽（本店神戸市）に吸収合併された（『兵庫相互銀行50年史』p.25）。日の丸無尽の営業域の尼崎市とその周辺は昭和戦前期から戦時期にかけ著しい都市化・工業地帯化をたどったが（由里 [2018] pp.145-146, 157-158）、小規模な城下町であった旧尼崎市（1915年市制）を除けば元来は純農村地帯であり、第一次世界大戦期に第一波の近郊工業化が起こる（渡辺 [1970] pp.432-437）までは、旧城下町とそこごく近く以外は2節で見たような伝統的な「講中村」が広く点在していたと見てよかろう。

旺盛な工場用地需要によって大正・昭和戦前期に農地・農業者数が急減した（同pp.572-579）という尼崎市近郊には、多額の農地売却金があふれかえていたであろうし（ただし旧地主・自作農限定で）、日の丸無尽にとっても（大口）加入者の見込める地域として魅力的であったろう。しかもそれら見込み客の少なからずは元々「無尽講の心性」を有していた人々であり、彼らには同じ「無尽の仕組み」を長々と説明する必要もなかったであろう。営業上の「ライバル」としては、一つには信用度において勝るイメージのある銀行、もう一つには見込み客同士がいそしみかねない私人間無尽（図表5では「頼母子講」）であったのではなからうか。

日の丸無尽の宣伝小冊子中の前掲「利点・欠点比較表」は、そのような「私人間無尽ライバル仮説」を立てて眺めると、なぜそこまで「一般の頼母子講」につき欠点のみを印象づけようとしているのか、ある程度理解できるように思われる。その論いの「しつこさ」、また「5.」の項目の歪曲のある比較（営業無尽と「親無し無尽」[注24参照]とではなく、救済的な「親無尽」とを比較）は、逆に言えば尼崎周辺[元]農村部における「無尽講の心性」の根強さの反映かも知れない。そ

の一方で、「講崩れ」の危険性が二度も記されていることは、1930年前後の農業恐慌の影響（渡辺 [1970] pp.575-579）で実際に「講崩れ」は珍しくなかったこと（工場敷地売却代金で一挙に潤った農民の絶対数は多くなかったであろうし）の反映かも知れない。

本段の以上①・②の検討をまとめると、先に挙げたナジタ [2015] p.263の、無尽講は「あらゆる人になじみのある金融の原則」であったとの見解に反し、昭和戦前期の主要都市部の営業無尽は、むしろ「なじみのない人が多いこと」を前提に、見込み客に対する訴求（セールス・トーク）活動を行っていた可能性が高いことが浮かび上がる。

また、上の[a] [b] [c]に表れているように、それら営業無尽は見込み客の各々が有する「無尽講の心性」の多寡に応じ、時には同心性の残存部分をそのまま「活用」し、時には同心性の一部分を「種まき」し、また時には同心性を「掘り起こそう」としたと見られる。さらに時には、私人間無尽を自ずと志向するほどに「無尽講の心性」が残る見込み客に対しては私人間無尽の欠点を論う（前掲図表5）、といったことも見られる。以上のように、無尽会社ごと、また見込み客のタイプごとに、かなり多様な訴求方法が試みられていたようである。

最後に、「無尽講の心性」の視点から見て、昭和初頭の営業無尽（農村卓越地域・主要都市部）と私人間無尽との関係は、「共生的」でもあり「反目的」でもあったと言える。

すなわち、本節(2)②で見たように、農村卓越地域の営業無尽と私人間無尽とは連続体的・相補的な関係にあり、それをもって「共生的」な関係、と言うことができよう。

また本段の②で見たように主要都市部の営業無尽にあっては、周囲に私人間無尽が目立たない存在であったこと——井関 [1931b]が冒頭の章で都市部読者を含め講会設立を勧めていることから存在してはいたのだろう

が——、そして無尽会社にとってより気がかりであったのは無尽業法以前の玉石混淆の無尽（類似）会社群が残した「悪評」であったことから、私人間無尽との関係は一見薄かった。しかし無尽会社の営業無尽が団を有する限り、その円滑な運営のためには本段①の根田 [1929]（『無尽通信』『懸賞論文』）の所説に表れているようにある程度の「無尽講の心性」が必要であり、本段②の知見（直前の段落参照）と併せ見て、「無尽講の心性」の源であり続けていた農村部の私人間無尽と主要都市部の無尽会社とは——両者ともに意識していなかったにせよ——やはり間接的に「共生的」な関係にあったと言えるのでなかろうか。

#### (4) 主要都市部で「講員選別」の必要性が増し「金融取引費用」が増大

1 節の (4) ⑤で挙げた「ROSCAs（回転型貯蓄信用講）」に関する論文の泉田 [1992] は、私人間無尽の「金融取引費用の低さ」（それが低金利での金融仲介につながる）という「長所はもちろん、講の地域的な限定性、構成員相互の社会的関係の強さからきている」（p.12）と述べる。本論 2 節で見てきたような農村部では、「講の地域的な限定性」は講員の（村内階層ごとの）経済的均質性を担保するであろうし、また「構成員（講参加者）相互の社会的関係の強さ」は講金の掛込義務の履行可能性を高めるであろう（2 節の特に (1) ②参照）。

他方、主要都市部、および農村卓越地域でもある程度以上の規模の都市（たとえば県庁所在地や昭和戦前期に急速に発展し始めた地方工業都市など）では、同一地域でも収入・資産格差は大きく「情報の非対称性」はより大であり、また社会的関係も村社会より弱く、金融取引費用は「自ずと低い」とは言えない。主要都市部の営業無尽に関して、既に前段 (3) の①などでも掛込義務の背反が多い問題に触れたが、「情報の非対称性」問題

に一層直接関係した昭和戦前期の小論として、磯 [1936]（その題名も「吾が輩は未収無尽掛金である」）を紹介したい（下線部分が「情報の非対称性」問題の存在を示す）。

「こゝらで吾が輩撲滅軍の陣容に一瞥を与えよう。——小手を翳して見てあれば、雲霞の如く攻め寄せる敵軍の喚声にはためく旗指物は、加入者撰択主義を先頭に、続いて給付厳選主義、集金徴収事務の努力主義、一回延滞の大警戒〔、〕延滞整理に於ける情実排斥、動産不動産の執行徹底、破産宣告手続等々どれもこれも吾が輩を脅威するに十分であり、敵ながらも考えたりなど感嘆させられるもののみである。（改段、次行に続く）」

「流石の吾が輩も一時は度肝を抜かれたが、次の瞬間吾が輩はすぐ冷静を取り戻して朗らかに哄笑したものである。どうしてかと言えば、旗指物が翻つてとたん裏面に吾が輩攻撃を牽制するに足る次のやうなスローガンが大書してあるのが眼に止まつたからである。曰く、『未加入者の獲得』曰く『既加入者の契約増加』曰く『他債務の乗換勧誘』曰く『全職員の募集熱向上』曰く何、曰く何……。つまり敵軍は吾が輩討伐の重荷を負はされてゐると同時に、一面に契約増加の重大使命をも帯びてゐるのである。（後略）」（下線引用者）

上で描かれているのは、さほど解説も要しないであろう、現在でも銀行・信金などの営業店が直面しているやうな、「信用度スクリーニング」と「営業推進」との二律背反の様相である。それはまた、昭和 10 年頃の主要都市部や中規模・新興の地方都市などでは無尽会社は普通銀行とも相似た「情報の非対称性」問題とそれに随伴する金融取引費用の漸増の問題に直面するようになっていたことを物語っている。

高際 [1932] は冒頭にて「（無尽会社の

様々な部署の中でも) 取り分け給付の前提とする調査程困難にして且つ手数を要し、而かも亦争 [い] を生じ易いものはない」と述べ (p.44)、「全員が給付を受けられる」とする典型無尽の原則が問題の種となってきた (p.46) とした上で、信用調査のための機関を無尽会社が合同で設立することまで提案している (pp.46-48)。また前段② [c] で紹介した尼崎市の日の丸無尽の宣伝小冊子には、「給付を要求せられる場合は調査費を頂きます」として、例えば「1,000 円会 - 5 円」(同一市町村に連帯保証人がいる場合 3 円 50 銭) などと記されている (『兵庫相互銀行 50 年史』 pp.325-326)。

先の「吾が輩は未収無尽掛金である」の磯 [1936] と同時期、高際 [1935b] もまた、「近来の如く欠口が続出して立替資金が多く成り未収が逡増して資金が梗塞」し、契約高が漸減する中「募集にはより以上の犠牲を払って勧誘を焦る」ような状況を前に、「(収支計算の) 算盤を手にする勇氣さへも無く成る」と嘆いている (同著者は井関 [1935a] p.13 によれば城東無尽の監査役で「無尽実務に最も通曉」しているという)。その「算盤も手に取れない」大きな理由には、無尽各組の設計上 (そこでは欠口・未収を考えないのが決まり) の無尽利益金 (注 (40) 参照) が「給付金総額の 1 割 5 分以内」という大蔵省内規 (大宮 [1934] pp.20-21) により低く抑えられてしまっていることがある、という。「1 割の欠口、2 割の未収を予想しなければなりませんまい」今日では、多くの営業無尽で黒字収益の見込みさらには事業の継続可能性さえ揺らいでいる、というのが高際 [1935b] の業態現状分析である。

以上から言いうるのは、前段で論じた「主要都市部の営業無尽の運営にもある程度は『無尽講の心性』が必要である」という見方が、本段では「無尽業態の利益面の持続可能性」の側面からも首肯された、ということではなかろうか。

つまり、そもそも欠口・未収を考えない (つまり掛込履行率 100% を前提とした) 「無尽利益金」が無尽会社の営業無尽設計の出発点とされ、さらには、まだ給付を受けていない講参加者の「給付未済口掛金」が無尽簿記法では資産計上される<sup>(48)</sup> など、(私人間無尽ほどではなくとも) 営業無尽も掛込義務の高水準の履行率が業態デザイン (1915 年無尽業法と大蔵省関連規制) における暗黙裏の前提となっていた。もちろん大蔵当局には「無尽講の心性」という概念はなかったであろうが、講参加者の内面に働きかけ規律付け効果をもつ「無尽講の心性」の部分的残存が掛込義務の高水準の履行率を保つために必要であった——無尽約款上は講脱退は容易であった<sup>(49)</sup> がゆえ——限りにおいて、大蔵当局にとっても同心性の存続の程度如何は、実は他人事ではなかったのである。

しかし実際には同心性の水準低下は低下し続け、昭和 10 年前後には無尽業態として無尽利益金の水準に黄信号が点灯したのであった<sup>(50)</sup>。そしてその状況は、次段のように、「無尽講」の一根幹をなす「団制度」そのものを存廃すべきかどうかの議論にもつながっていく。

#### (5) 主要都市部の無尽会社中心に「団」廃止論議が起こる

昭和戦前期に若手の金融論研究者かつ「庶民金融研究所」(『庶民金融』誌を発行) 主宰者であった井関孝雄 (井関 [1962]、森 [1981] pp.428-441) は、「無尽は将来果して営業として成り立ち得るか」との副題を付けた井関 [1932] を公表し、無尽業界とその関係論者・研究者たちの間に一大論争を巻き起こした。同論争の全容を紹介することは本論の範囲を越え、また 24 ページに及ぶ井関 [1932] の諸論点の紹介も紙幅の関係で控えたいが、その論点の中心は営業無尽の「団」の弊害で、改革提案の中心も「団制度の廃止」であった。

井関は、井関 [1931b] で庶民の自衛的金融の有力策として私人間無尽の組成を勧め、また井関 [1935b] では、「ゲノツセンシヤフト [協団体]」の「団の一つの作用」としての金融講には「欠口もなく中途解約もなく未収もなく、無尽が完全に行はれ得た」と述べ、営業無尽よりむしろ私人間無尽に持続可能性の基盤があるとの論を展開する（これは本論の「無尽講の円滑な運営には『無尽講の心性』が有用」との見方にも近い）。

しかしながら井関 [1932] p.5 では「現代の如き庶民階級の金融の逼迫の時代に於いては斯くの如き原始的の抽籤又は入札の方法を以つて月に一人、二十日に一人の貸付人を決定するが如き緩慢なる貸付方法にては決して加入者の満足を買ふものでなく」と述べ、続けて「無尽の加入者の大部分は借入れ目的の加入者と見て差支へない」とする。そして無尽業界に対し、団に固執しそれに今や半ば必然的に随伴する未収・欠口問題に汲々とするより、団制度を廃し「自由給付制度」とすべし、そしてその切り替え時の原資は自己資本の増強と「無尽債券」の発行などをもって充てるべし、と説く (pp.6-8)。

井関の「団制度廃止論」（論議の参加者たちからそう呼称されるようになった）は、当然にして賛否両論を巻き起こした。「井関氏の『団制度廃止論』」を論題中に掲げ、それを基本的に支持する蒲生野 [1934] は「現在の営業無尽には事実上団なるものは存在しては居ないし、単に無尽業法の擬制の上のみ僅かにその存在意義を有して居るに過ぎない」団を廃止することに賛意を表し、その大きな理由として、「団制度即 [ち] 抽籤入札のあるが為に、加入者に対して利息の計算を甚だしく困難ならしめ」ていることを挙げている。井関 [1932] も p.6 で、『団制度』あるが為め欠口の有無を事実上知る事が出来ず、従つ其の自己の計算を会社に一任すること、なり掛金及割戻金の真偽を確かめることが出来ない」ことを団制度の主たる弊害の一

つとして挙げ、蒲生野 [1934] の上の指摘と併せ、営業無尽という金融の仕組みが積立定期預金や約定弁済借入れなどに比して予測可能性・適用金利の明確性を欠いていることが「団制度廃止論」の大きな論拠となっていることが見て取れる。

このような、営業無尽がいわば「金融商品」の一種として他の貯蓄・借入商品に比して予測可能性・適用金利の明確性を欠いていることを問題と考える姿勢は、先に本節 (2) ②にて紹介した山形殖産無尽役職員の「無尽の妙味」、すなわち営業無尽の参加者も世話役も「個々の参加者の予想どおりにならないこともまた団の楽しみ（自分が多少損した分は他の参加者の得なのだから）」と「納得」する——その心の底には依然緩やかな「講仲間」意識があったであろう——「無尽講の心性」がまだ残っていたような心的態度と、大きくかけ離れている。2節 (1) ①で紹介した「無尽の諸関係を近代法典の範疇におしこむ」ことでは無尽講参加者の行動様式は理解できないとの川島・渡辺 [1944a] p.570 の指摘になぞらえて言えば、「無尽の得失を参加者個人の近代的金利計算の視点に押し込」んでしまえば、山形殖産無尽の営業無尽の参加者たちが多かれ少なかれその感覚を共有していた「無尽の妙味」もまた、井関 [1932] p.13 のように批判の対象<sup>(51)</sup>になってしまうのであろう。

2節 (1) ①で紹介した「鈴木農村社会学」の知見からは、井関をはじめとする主要都市部の論者たちが主に主要都市部の営業無尽を念頭に「団制度廃止論」を述べるのは、何ら意外ではない。鈴木 [1968a] p.347 は自然村内の多種多様な講は「村の共同社会そのものの行動として存している」と述べ、その性格を良く示すのが「講は今日いずれの目的のものでも飲食を共にする慣行を伴っている」点であると言い、またその性格ゆえ、「近代大都市の中に十分に存し得ない」と述べる。

「無尽講の心性」という本論の視点からも、

井関の「団制度廃止論」は、その心性が相当低下してしまっただけでなく、前段で述べたように営業無尽の各団の「未収・欠口」が無尽会社の屋台骨をも揺るがしかねないほど多額・多数に及んだ昭和10年前後の無尽業態（特に主要都市部）に対し、当然提起されてしかるべきものであったろう。

本節(3)②においては、そのような「無尽講の心性」のさらなる悪化をくい止める方向の無尽会社側の（見込み）客への働きかけも紹介した。しかし本論で指摘してきたように「無尽講の心性」がそもそも「社会の成り立ち」レベルの「根幹」（持続可能な「心性」を供給し続ける）を必要とするものである限り、結局は上記鈴木[1968a]の考察、そして（社会学的・歴史的な文献も読み込み鈴木社会学とも間接的につながっている）井関[1935b]の言うとおり、主要都市部では「団制度」の持続可能性は乏しい<sup>(52)</sup>との見解のほうが昭和10年前後においても正鵠を得ていたのではなかろうか。

前段で営業無尽の先行きの暗さを嘆く高際[1935b]を紹介したその論者、城東無尽監査役の高際敏彌彦は、嘆くばかりではなく、井関が先鞭を付けた「団制度廃止論」にも触発され、高際[1935a]において「専属団」を廃止した「万年無尽」を提唱した。これは既給付者、掛込中止者、未納者を都度「団」から外して「いつも完全なる掛金者60口に対して1本の給付をする」というもので、本節で述べてきたように、結局のところ講員たちの掛込継続意識（そこに「無尽講の心性」が少なからず寄与）に依り頼む面がどうしても残る「団あり無尽」ではなく、無尽会社が「団なし無尽」を模索していく嚆矢とも言えるものであった。

最後に、「団制度廃止論」をめぐる論争の営業無尽制度上の帰結であるが、井関[1935a] p.14の「大蔵省に於いて漸く最近又もや業法を改正してもいゝと云う風な意向のある」との期待どおりには進まず、戦前・

戦時期には「団制度」を存続させたままでの規制改善にとどまった<sup>(53)</sup>。しかし同論争は、無尽業態が戦後間もなく「看做無尽」（1節(2)参照）という「団なし無尽」を次なる主力商品として採用する（それは相互銀行の「相互掛金」の原型ともなった）、その伏線としてはより大きな意義を有していると言えよう。

#### 4. 私人間無尽の命脈を途絶えさせた諸力 ——無尽会社からの批判、恐慌下の掛込中止多発、農村社会の「産業組合村」化

##### (1) 無尽会社からの「不健全」批判と当局取締要請の強化

本論2節でしばしば引用した川島・渡邊[1944a, b]は、信州飯田地方の山村の私人間無尽につき、1930年の「農村に於ける未曾有の大恐慌に藪俣が惨落し」たことを境目として、大正末頃をピークに盛んに行われた多数の無尽講が軒並み「行きづまつて」いった様相を描いている。そして、その行き詰まりの進行（掛金遅延の逡増と1934～35年の「休会」[実質的破綻、「講崩れ」]）の各段階において、それまで（2節で引用したように）講の義務を何としてでも果たそうとしてきた村人たちがいかに心を痛め、講の休会がいかに共同体としての村を傷つけたかを力を含めて描出している（以上、同[1944a] pp.559-560、同[1944b] pp.941-951）。

また安富[1994] pp.114-131は、福島県の農村における1931年以降の農村恐慌の進行、1934年の東北大凶作による農村経済の行き詰まりと「農村負債（返済不能）問題」（私人間無尽を含む）の表面化と政策課題化とを描出している。

同じ時期の1932年頃、本論でしばしば用いてきた無尽会社関係者・研究者等が寄稿する『無尽之研究』誌は、頻繁に私人間無尽の批判を掲載するようになる。たとえば第6巻4号（1932年7月）pp.28-31には「私人無

尽の弊害」というコーナーがあり、都市部・農村部を問わず、私人間無尽の不正行為や講崩れ、また地方警察の講設立取締強化などの短い報告が13件掲載されている。上述の川島・渡邊 [1944a, b] や安富 [1994] に照らし合わせれば、同「私人無尽の弊害」に載った短報の多くは、筆者には「最初から『取り逃げ』を企んだもの、また『インチキ講』として作ったものでもあるまいに…」と思えるような冷淡な語調のものである<sup>(54)</sup>。そして同誌は、上記「私人無尽の弊害」コーナー冒頭に掲げた「講会取締の急務は業者一致の要望だ。本誌は毎号私人無尽の実情を掲げて当局の注意を喚起することにした。全業界のため各地の状況を御知らせを乞ふ」とのいわば「キャンペーン布告」を皮切りに、その種の「告発」を1932年後半に集中的に行っている<sup>(55)</sup>。

また、上述の『無尽之研究』誌ほどではないものの、業界機関誌の『無尽通信』にも、組合金融・無尽金融にまたがる金融誌の『庶民金融』にも、無尽会社業界の私人間無尽批判の肩を持つ——私人間無尽を特に擁護はせず——記事が散見される<sup>(56)</sup>。

この時期、前述の農村恐慌や（主要都市部をも覆った）昭和恐慌により、確かに私人間無尽の多くも「未収・欠口」の問題を抱え「講崩れ」も少なくなかったであろう。それでも、川島・渡邊 [1944a, b] が次の引用文のとおり読み手に熱を込めて訴える——法学系統の論文としては異例であろう——ように、私人間無尽の参加者の少なからずは生活基盤の揺らぎ・崩壊から苦渋の末に掛金の不払いを余儀なくされたのであり、本論の視点からは、彼らの心にまだ存していた「無尽講の心性」は大きな傷を負った状態ではなかったであろうか。

「我々が無尽のことを尋ねると [引用者注：調査時点は1943年8月]、相手の感情は色々なニュアンスを以て反響してくる。或人は講を毛嫌ひし、或人は昔の楽しさ

を述懐し、或人は後悔の念に駆られてゐるのであるが、かうした表情の中に我々は無尽講が彼らの生活と密接にむすびついてゐたことを感得し得るのである。」  
(川島・渡邊 [1944a] p.546、傍点原文)

上掲の引用文の中に漂う、無尽講の当事者たちの思念への想像力が、前掲の無尽業界関連誌の諸記事にはほぼ感ぜられない。そのような「冷淡さ」は、無尽業界（少なくとも1932年当時の多数派）は私人間無尽の営みを「旧弊」（ないしはせいぜい「他人事」）と認識していたことを示すものかもしれない。

本論で見てきたように、営業無尽も「団体度」を維持するには「無尽講の心性」をある程度必要としていたのであり、その「心性」の供給源であった私人間無尽（農村卓越地域ならびに主要都市部の限られた「協団体」[注52参照]に「自生」していた）とは共生的関係にもあったと見られる。その見地からは、いわば「遠戚」たる無尽会社業界の雑誌が元々の「本家」の取締りを行政・治安当局に要請したこと——それは1932年夏以降という时期的な一致からしても次段で見る「農村負債整理」の「国策」と歩調を合わせたものだった可能性もあるが——は、上記のような共生的関係に無尽業関係者がほぼ無自覚であった<sup>(57)</sup>ことを示すものではなからうか。

## (2) 官提唱・「組合」牽引の「経済更生運動」——農村社会の産業組合化の波と「(無尽)負債整理」、そして私人間無尽の決定的衰退

1節(4)④の文献紹介にて述べたように、本段の上記タイトルの事象に関しては、既に経済史・社会史の分野における研究が多く蓄積されており、上記文献紹介所載の諸研究に本論が付け加えることはあまりない。紙幅も残り少なくなってきたことから概略にとどめるが、前段でも触れた農村経済の行き詰まりと「農村負債（返済不能）問題」（私人間無



尽を含む)の解決のため、政府は1932年夏に救農土木事業と農村経済更生運動を2つの柱とする農村対策を決定し、後者の農村経済更生運動により、町村長・農会長・産業組合長・小学校長を「農村更生の4本柱」とする「農村の経済から社会にいたる仕組みをひろく改変し、農村の新しい組織化をめざした[全国的規模の]政策」が展開されていく(大門[1994] p.304)。その中では、農村負債の「整理」も大きな柱となり、特に私人間無尽の整理には重点が置かれ、また信用組合(4種類の産業組合のうち信用機能を有する組合)は負債整理組合の「メインバンク」として位置づけられていた(菅野[1973] pp.290-291 所載の農村経済更生中央委員会「農山漁村経済更生計画樹立方針」第5・6章; 地方レベルでは、たとえば岩手県経済更生課[1935])。

その農村経済更生運動の推進とその支柱の一つであった農村部における産業組合の伸張により、2節(2)で述べた鈴木[1968b]の言う「産業組合村への変容」、否むしろ「産業組合村の完成」と言いうるような変化が、その後の戦時期にかけて起こった、というのが通説のように見受けられる。農村部において産業組合は、農産物生産・流通・代金回収さらには家計余資の(半強制的)貯蓄まで、ほぼ独占的な地位を固めていったことが、1節(4)④の後半に挙げた諸研究で繰り返し論じられている。

このような「産業組合村の完成」への過程において、加瀬[1978] p.144は「底辺的金融関係(高利貸や農民の個人的貸借や無尽)の機能の産業組合への吸収」が起こったと述べているし、佐伯[1963] p.269-270は「米代金の源泉貯蓄制度」(米穀代金の信組貯金への自動的振替え)により農村部では信用組合の資金拘束力は極めて強固であったと述べる。また県当局の指導でも「無尽講の信用組合に依る(徹底)整理」との趣旨の文言が見受けられる(岩手県経済更生課[1935] p.12)

ことから、私人間無尽が相当縮小したであろうことは推察できる。

しかし加瀬[1978]にも他の研究・資料にも<sup>(58)</sup>、同時期の私人間無尽の衰退に関する具体的データはなく、筆者は私人間無尽の衰退を示す集計的なデータを見出し得ないでいる。したがってその点に関しては今後の課題としたいが、「農村の頼母子講の戦後の状況」を探ろうと諸資料・諸研究を渉猟した感のある泉田[1992]がpp.10-11に「講は1950年代頃までは、農村にある程度存続していたようであるが、1960年代に入ると急速に衰退していったものと見られ」(中略)「農林省の『農家経済調査』も1972年以降は講に関する項目を削除している」と記している。

そもそも無尽講が5年・10年等の長期的金融手段であることを考慮すれば、たとえば終戦までに講が新規組成されなくなっても、泉田[1992]が述べるように戦後間もなくの間は講会が続くこともあり得よう。したがって終戦時まで、あるいは遅くとも戦後あまり時を置かずして、沖縄地方を除き日本の農村は「無尽講の習俗」をほぼ消失したのではなかろうか。

### (3) 農村社会への「都会的心性」の浸透加速と産業組合を受容する心的態度

本論の「心性」的視点から、前段の農村経済更生運動ならびに「『講中村』から『産業組合村』への変容」に関して付言したいのは、同運動やそれに伴う農村社会の変容は、「国策の押しつけ」という側面のみではなく、農民層とりわけ若年者層自身の「心性」的变化に由来する側面も有していたのではなかろうか、との見方である。

1節(6)にて前述したように、昭和戦前期における農村社会の人々(特に青年層)の「心性」的変容、とりわけ「都会的心性」とでも呼びうるものの浸透、を指摘する研究は多い。同箇所では、「心性」という語を明示的には用いていないがゆえ板垣[1992]は挙

げなかったが、同書は「農村社会への『都会的心性』の浸透加速…」という本段の小題のもと筆頭に挙げられるべき書で、豊富な「史料」（むしろ「誌料」と呼ぶべきか）にも満ちており、その紹介から始めたい。

無尽業法制定から10年後の1925年、産業組合法公布25周年を記念して産業組合振興刷新運動が展開され、その一環として『家の光』<sup>(59)</sup>が創刊された（板垣 [1992] p.6）。板垣 [1992] の書は、この産業組合の農家向け雑誌の広報・宣伝的側面と読者投稿・座談会の声——特に青壮年婦人と若者のそれ——を丹念に追うことで、昭和戦前・戦中期の農村社会の変容を知る良い手がかりともなっている。その『家の光』誌面に表れた昭和戦前・戦中期の農村家庭の心性的変容（の胎動）をまとめた以下の記述は、本段の主題すなわち「農村社会への『都会的心性』の浸透加速」を簡潔にまとめたものとして有用と思われる。

「恐慌の打撃からようやく立ち直ったというものの、狭い田畑を耕して家族を養わねばならない農家は、相変わらず都市のサラリーマンに比べはるかに低い所得と激しい労働に甘んじていた。しかし大正後半以降顕在化した生産や生活様式の変化は徐々に農村に浸透し、戦時体制はそれを加速しようとしていた。経済更生運動期を経て、肥料の購入、米や農産物の販売組織として産業組合が整備された。収穫物は農道をリヤカーで運搬され、脱穀機や籾摺機の普及による脱穀調整作業の機械化で労力が節減された。互やトタン屋根の普及で共同の屋根葺 [作業] も必要がなくなり、冠婚葬祭の助け合いの範囲も次第に縮小していく。生産や生活上の“共同”が昔ほど行われなくなった。自給自足的であった農村でも消費生活が拡大する。地下足袋は農作業の必需品となり、自転車も使用される。青年たちは髪を分け、靴を履き、洋服を着

て町へ遊びに行くようになった。農業生産と深く結びついていた旧来の盆踊や田植歌といった娯楽や慰安は若者の関心を失い、レコード・映画などの個人的な娯楽が求められる。戦時下の農村では新聞・ラジオの普及にもはずみがついた。（後略）」（板垣 [1992] pp.260-261）

上記の引用箇所をはじめ、板垣 [1992] は、鈴木 [1968a, b] が描出した講とユイ（結、農村共同作業・互助の習慣）に特徴づけられる「講中村」が「産業組合村」へと変化する、その具体的様相を『家の光』の記事や読者投稿・座談会を引用しつつ描出する。そして、そのような変化を「農村の営みと暮らしにとって良いもの」として捉える認識・心情を、『家の光』等の雑誌やラジオなど都会発のメディアが促進したことを、同書全体を通して説得力をもって示している。

また高田 [2003] は、その『家の光』を青少年期から「熱心に読んでいた」茨城県農村部の吉田という「農業青年」の日記を詳細に検討し、同誌や村の映画会などを通して都市との比較における農村の仕事・生活の問題点を考えるようになり、その向上——それは都市の仕事・生活を基準としている限り自ずと「近代化」であった——に資する「組合」という組織・営みに関心を抱くようになる、その心の動きを読み解いている。この吉田青年の日記に「組合」の肯定的評価が表れはじめるのは1932年12月（17歳）のことであり、それは上の（2）で述べた農村経済更生運動の始期と一致する。しかし「吉田日記」から読み取れるものは、（少なくとも吉田青年の心中では）「負債整理」の脅迫観念や必要性や国家的強制に因らずして、自主的に産業組合に参加する心的態度<sup>(60)</sup>である。

本段の検討からは、2節（2）で見た鈴木 [1968b] の「講中村から産業組合村へ」という社会的変容は、仮に農村経済更生運動という要因がなかったとしても、同書が挙げる

資本主義化・都市化——それは板垣 [1992]・高田 [2003] が示すように郊外化以外にもメディアや人的交流による「心性」レベルのものも含む——の進行により、やはり起こらざるを得なかったであろう、との推察も可能かもしれない。その一方、農村経済更生運動や戦時経済が「講中村から産業組合村へ」という変化、そしてそれに随伴する「無尽講の心性」の衰微を（数年単位か十年単位かは判らぬが）加速させたということも、恐らく言いうるであろう。

ともあれ、日本の農村社会の伝統的特質とよく符合し、数百年間続いてきた農村の私人間無尽は、内生的変容・外生的圧力によって昭和の終戦時まで急激に（少なくとも新設レベルでは）衰微した、と言えよう。森 [1982] が示したように江戸時代にはその形態をほぼ確立し、「前近代的」とか「封建制の遺物」などと言われつつも昭和戦前期まで存在し続けた無尽講という「心性的なもの、社会的なもの、経済的なもの」の三側面を併せ持った金融的かつ社会的な金融取引形態は、その最後の基盤であった農村域においても消失していったのであった。

## 5. むすび

### (1) そして戦後——「看做無尽」の創出と相互銀行への転換

戦後の展開は別稿に譲らざるを得ないが、3節の最後段(5)で見た「みなし無尽廃止論」は、無尽業態が戦後間もなく「看做無尽」(1節(2)参照)という「みなし無尽」を次なる主力商品とする伏線となったとも言えよう。それは、「(団と不可分の)無尽講」が内包していた個々の利用者にとっての契約的不明瞭性と予測可能性の欠如を払拭し(注(9)に記した日本銀行調査局 [1981] の評)、間もなく相互銀行と名も改める同業態が「近代的」金融機関へと変貌する大きな転換の契機ともなった。

それはまた、同業態が加入者(集団)の「無尽講の心性」の残存状況を全く顧慮しなくて済む(少なくとも同業態の側はそう考えた)時代の到来でもあった。それは直前の4節で見た農村の私人間無尽の消滅とほぼ同時期であり、その結果、日本に残っていた「無尽講の心性」は、その支え手を社会的(主に農村)、実践的(主に農村であるが「団あり無尽」も)、営業的(主に無尽会社)の3つの面で消失するに至ったのである。

### (2) 「営業無尽の消滅史」の「無尽講の心性」の視座からの小括

1節(6)で、社会経済史家E. ラブルースの「時代の流れの中で、社会的なものは経済的なものに対して遅れるのが常のようであり、また心性的なものは社会的なものに対して遅れるのが常のようである」との観察(Labrousse [1962] p.XI)を紹介した。その知見は、日本の近代において私人間無尽や営業無尽が明治維新以降約80年間も生きながらえた、その一つの俯瞰的説明に用いることができるかも知れない。

日本の農村社会において「社会的なものは経済的なものにどのように遅れていたか」との議論は、恐らくここから新たに一論文を書くことを要しよう。そこで話を営業無尽に絞れば、3節(3)で見たように昭和初めには既に経済・社会の近代化がかなり進んでいた主要都市部においても、「社会的なものに対して遅れる」「無尽講の心性」(の一部分)を活用しないしは「掘り起こす」努力が、「団あり」営業無尽各講の運営を下支えしていたのではあるまいか、と考えられる。

しかし、心性は変化が「遅れる」とはいえ、「ときには、もっとも決定的な変化」を示しもする(竹岡 [1995] p.216)。営業無尽の場合、それが「未収・欠口」問題が営利組織としての存続可能性を脅かすほど大きくなり「団制度廃止論」が起こった1935年前後以降であり、そこに戦時統制下の戦時資金供

給機関化（この点も別稿を期したい）も重なって、「決定的な変化」を招来した——本論の「心性史」的視点からは、そのように「営業無尽の消滅史」の終幕を述べることもできるかも知れない。

### (3) 「心性史」研究に適した研究対象——近代日本の私人間無尽と営業無尽

1節の(6)の段で述べたように、本論は、アナル学派由来の「心性史」の概念を、今までほぼ手掛けられなかった日本の私人間無尽・営業無尽両者の消滅史に適用しようとする試みである。その消滅の少し前、昭和初年前後の私人間無尽と営業無尽との（主要都市部では不安定な）共生関係を描いた図表4（1節(7)）の連関図式は、本論で検討した範囲では、ある程度妥当性があることが示し得たと思うが、1節の(4)①・②および同(5)で前言したように、そもそも資料も先行研究も少ない領域ゆえ、本論が「試論」を越えるものではないことは再度申しておきたい。

そのように限られた「成果」だとしても、次のような擱筆後の所感は強調しておきたい。筆者は本論執筆中ほぼずっと、「私人間無尽も営業無尽も、何と『心性史』的アプローチに適した歴史的題材なのか！」と、研究者としての駆け出しの頃に「米国の『コミュニティ銀行』の存立基盤」（由里 [1997a, b]）を書いた当時にも似た、探求を進め書きまとめることの面白さを感じ続けていた。それというのも、私人間無尽も営業無尽も、「金融の営み」にしては驚くほど社会的、心性的側面に満ち満ちていて、文学部生時代に地理学や社会学の興味・知識を深め、その後経済学部に入り直し銀行に就職した筆者には、そのような自身の歩みから得た多面的視点を働かせるのに好適な「複合的課題」に思われたからである（上記由里 [1997a, b] の問題設定にも同種の複合的性格があった）。

本「試論」を一応書き終えた今、「無尽講の心性」の近代史には、竹岡 [1995] が

pp.216にて綴る、下記の「心性史の醍醐味」（同書自身はそう名づけてはいないが）の要素がまさに存在する、との感を一層深くしている。

「心性史とは、歴史のなかのもっとも緩やかな動きの歴史である。とはいえ、それは変化——ときには、もっとも決定的な変化——の歴史である。心性史家が関心を寄せる特有の現象は、過去からの遺産の継続性、喪失、断絶であり、社会が心性的に再生されるその仕方であり、社会のさまざまな部門の変化の速度の不均一や、人間の精神がそれらの変化に適應する遅れから生まれるずれである。」

管見する限り、今のところ「無尽講×心性」という対象・視座の研究例（対象とする時代の如何にかかわらず）は公表ベースでは存しないようであるが、「無尽講×心性」という研究マトリックスの交差域は意外な面白さに満ちていると、本論を手にとられた特に研究者の方——金融論分野であれ社会学分野であれ経済史分野であれ——には申し上げたいと思う。

### (4) 残された研究課題

残された研究課題として、まず記すべきは、上(3)の末尾でも述べたとおり、本論では「無尽講×心性」という研究マトリックスの空白点を見出しそれに新たに分け入ろうと「面白く」取り組んだがゆえ、それは方法的にも、歴史的研究素材の収集・検討においても、「無尽講の心性」にかかる「理念型」（2節(1)冒頭部分など）の論証においても、「試論」を越えるものではないということである。

次に、上(2)末尾にて「営業無尽の消滅史」との語を用いたものの、戦後もしばらく存していた「団あり無尽」（典型無尽）が無尽会社および後継（1951年以降）の相互銀行においてどう「店じまい」されていったの

か<sup>(61)</sup>は、紙幅の関係もあり述べる事ができなかった。また、1節(2)で「(無尽本来の姿の)『形骸化』をも通り越し、もはや『原型』さえとどめなくなった戦後の『相互掛金』と記しはしたが、本当に「相互掛金」は「無尽講の心性」と完全に無縁であったのか否か——たとえば「無尽講の心性」の残存レベルが元々高かった農村卓越域の相銀ではどうか、また同地域の「無尽講の記憶」を有する加入者はどうか——も、実は残された課題である。

また、そのように相銀業態が「団あり無尽」の取扱いを(筆者の印象としては)「あっさり」取りやめるに至った背景には、3節(5)で見た「団制度廃止論」とほぼ同時期ないしは若干時間差をもって議論が高まった無尽会社の「貯蓄機関化」(たとえば高際[1937])および「小口貸付機関化」(たとえば大宮[1934])の論議、それから戦時経済下での資金吸収機関化という業態的「戦時経験」があったようにも感ぜられる。その点を含め、本論では昭和戦時期の無尽業態・営業無尽についても歴史的検討は尽くせておらず、残された課題である。

以上のように戦時期ならびに昭和戦後期にかけての検討を追加的に行い、本論では「尻切れトンボ」に終わった「営業無尽の消滅史」を筆者なりに書き終えたい。そのうえで、「そもそも『無尽講の心性』と決別したことが、相銀各社の経営体としての存続可能性に資したのかどうか」という問いについても考えたいと思う。

最後に、都市部の無尽会社と市街地信用組合との比較も、本論の次なる展開の一方向として研究テーマとなり得よう。3節(5)で取り上げた井関[1935b]においては、井関が信用組合を「無尽と同じ形態の組合金融」と位置づけ、信用組合もまた協同体的基礎の上でなければ成功しにくく、都市部の信用組合は無尽会社同様不成功に終わる、との見通しを立てている(pp.6-7)。確かに、本論が

主たる対象時期とした大正・昭和初期において、市街地信用組合の不振ぶりを述べた論考も多く目についた(例えば3節(3)②[b]のラジオ講話者の手になる小坂[1934])。しかしながら他方、2節(2)および4節(2)・(3)で見たような農村の組合化(に傾く心的傾向)もあり、また金融業態の趨勢としても市街地信用組合の後身たる信用金庫業態は都市部を含め(相互銀行の掛金業務衰退を見た1950年代以降でも)「不振」と言えないような観がある。

以上のことから、本論の対象時期と同時期の市街地信用組合にかかる心性史的アプローチもまた、そもそも「心性」というアプローチを「協同組織金融」にも向けうるのかどうか、そして「リレーションシップ・バンキング」との関係も含め、(市井の人々の)「心性」の視点から「庶民金融史」に近接するという本論の、次なる展開として興味の持たれる研究視角であろう。

#### 【注】

- (1) 相互銀行の業務は、相互銀行法(昭和26年6月5日法律第199号)第2条第1項において規定され、「掛金」業務は次掲の同第1号において規定されている。「一定の期間を定め、その中途又は満了のときにおいて一定の給付をすることを約して行う当該期間内における掛金の受入」。また、同法がその第4条において上記「掛金」業務を相互銀行以外の者が営むことを禁じていることをもって、同業務は相互銀行の「固有業務」とされる(全国相互銀行協会[1971] p.158)。
- (2) 以下本論において、記述の簡潔化のため、たとえばこの「相銀業態」のように、「相互銀行」という語が他の語と組み合わせられて熟語や並列語(「相銀・信金」など)として用いられる場合、「相互銀行」の語の代わりに「相銀」の略語を用いることがある。
- (3) 「座談会：相互銀行は成長する」(1960年1月29日開催)、『金融財政事情』、1960年3

- 月7日、pp.49-61。出席者は北洋・福德・香川・広島・九州各相銀の常務または専務で、本文中で発言（同誌同号 p.53 所載）を引用した森松氏は当時北洋の常務であった。
- (4) 入札方式の典型は、まだ給付を受けていない参加者が糶札を入れ、その糶札の金額（糶引または入札額）の最も高い者（落札者）が給付を受ける仕組みで、落札者の実質的な給付受取額は「標準給付額－入札額」となる。落札者の糶引額は「入札差金」として当該講会の他の参加者に分配される（以上、由井 [1935] pp.55-56、井関 [1931b] p.7）。なお、井関 [1931b] pp.6-8 所載の金融講趣意書の一実例には、「入札の最低手取金額は、給付金の8割を下ることを得ず」（入札時の過当競争すなわち実質金利の高騰を招かないためであろう）とあり、また、「入札差金」のうち2割は「講の費用に当て」ることが書かれている。1915年制定の無尽業法の審議においてもこのような「入札の弊害」には関心が向けられ、今の金融用語で言えば「利用者保護」のため、認可申請する無尽会社の事業方法書または無尽契約約款の記載内容に大蔵当局が注意を払っていくことになった（全国相互銀行協会 [1971] p.32、無尽業法3条3項・8条2項）。
- (5) 図表1の各講会が1ヶ月ごとに開かれるとして、A～Fのキャッシュフローに対しIRR（財務計算上の「内部収益率」）を求めると、月利ベースでAは0.333%（表示未満桁は四捨五入、以下同じ）、B 0.332%、C 0.331%、D 0.334%、E 0.332%、F 0.332%となり（年率換算で全て4.0%台）、ほぼ同レベルである。なお「高利を掠め取られることはない」ことの前提として、（どの参加者も等しく給付を受ける可能性に同意するために）参加者全員が返済能力・意思を有する旨の「信用情報」が相互に得られている——つまり参加者全員が一定水準以上の返済能力・意思を有しかつ「情報の非対称性」も克服されている——ことが必要であるが、このことに関して、のちに3節(4)にて論ずる。
- (6) この④の「利点」は、ナジタ [2015] pp.274-275の相似た趣旨の指摘に着想を得たものである。
- (7) 大正4年（1915年）制定の無尽業法第1条前段は、同法における「無尽」の定義として「一定の口数と給付金額とを定め定期に掛金を払込みしめ一口毎に抽籤入札其の他類似の方法に依り掛金者に対し金銭の給付を為す」方式を、いわば「基本形」として規定している（同後段では「無尽類似の方法に依り金銭又は有価証券の給付を為すもの」も「無尽」に含めている）。全国相互銀行協会 [1971] は p.32 以降において、この第1条前段に定める「基本形」を「典型無尽」と呼んでいる。
- (8) 「戦前期」は、本論では原則として日中戦争が始まった1937年より以前を指す。
- (9) 本節(1)の段で「相互掛金」の説明のため引用した日本銀行調査局 [1981] は、「団」のある無尽講と「相互掛金」契約の関係も説明している。その要旨は、「団」のある無尽契約では抽選・入札など（給付の順番にかかる）偶然的要素が不可避となり、その「不合理性」を「是正したもの」が相互掛金、というものである（p.237）。その結果できた相互掛金が、預金担保借入のできる積立式定期や定期積金などと金融取引の実態として変わらないものとなり、その割に「掛金表」などと（金利観念に慣れた）戦後の顧客には何かと分かりにくい金融商品へと化してしまったことについては、上記説明はさりと無視している。
- (10) 「営業無尽」という語は、大蔵省が『無尽ニ関スル調査』（大蔵大臣官房銀行課 [1915]）において当時の貯金会社等を「無尽講、頼母子講に類似する方法を以て金銭の貸付を業とするもの（即ち営業無尽）」と定義したことに始まる。そして同年6月公布（同11月施行）の無尽業法においては、「無尽業」（同法は「営業無尽」という語は用いていない）が

免許事業となる一方、営利的事業として行なわれていない無尽講は同法による規制の対象外となった(以上、全国相互銀行協会 [1971] pp.22-31)。「営業無尽」の上記の起源に始まり、後の注17で挙げた2つの業界誌でも、また由井 [1935] の法律書においても、「営業無尽」という語は①「無尽業」を営利事業として営む組織と②それら組織が営む(多数の)無尽講の両方に対して用いられている。本論においては、①を「無尽会社」(無尽業法は当初「会社に非ざる無尽業者」[第4条など]も認めていたが大蔵省の資本金規制などもあって株式会社組織が大半であり[さらに1931年同法改正後は株式会社形態しか認められなくなった]、この語としたい)、②を「営業無尽」(金融取引の一つのカテゴリーマたは集合名詞として)と呼ぶ。

なお、この①②のような使い分け方は、たとえば小坂 [1931a, b] (ラジオ解説の原稿)にも見られ、本稿の主たる考察対象時期である昭和戦前期における語法として実際にもあったと思われる。

- (11) 無尽業法が審議された衆議院において、政府委員(大蔵次官)として説明を行った浜口雄幸は、同法案への反対意見(「細民金融」のため産業組合・信用組合制度が法的に整備された限り「弊害」の多い無尽の仕組みは不要でその「公認」を意味する業法は制定すべきでない)に対し、以下のように無尽の仕組みを存続させる意義を述べている。「…兎に角無尽頼母子講と云うものは、我国古来の習俗と致しまして、下層の金融機関として行はれ来つて居るものでありますから、其弊害は有るに致しても、其半面には地方下層民の貯蓄機関、金融機関として相当の功績を挙げて居ると云うことは認めなければならぬと思ひます、…」(法律新聞社 [1916] p.97; 漢字の旧字体は新字体に置き換え、また原文で全漢字に振られている仮名ルビは原則除いた)
- (12) 「[1915年の無尽業法制定後も] 民間で運営していたかなりの数の相互扶助組織としての

講は、明らかに大蔵省の法的保護を受けなかったのである。[しかし大蔵省が活動を制約することもなく] かなりの数が機能し続けた。その数があまりに多かったため、ロンドン大学で行政学を教えていたシドニー・ウェブ教授の目に留まったほどだ。(中略) 1933年、農林省は一つの調査をおこなった。村落だけを対象に、合計29万8696ある無尽講…の一覧を作成したのである。その翌年、大蔵省は都市を対象に独自調査を行った結果、そうした民間による契約相互扶助組織は16万5000存在し…(中略)[これら農村部・都市部を]合わせて45万以上であった。」(ナジタ [2015] pp.281-282)

- (13) 本論でしばしば用いる無尽会社業界誌『無尽之研究』は、無尽会社が営む「営業無尽」との対比語として「私人無尽」という語をよく用いている。本論では、前記森 [1982] の「共同体無尽」の語が含意する「(同一集団の) 人と人との間」との意味合いも持たせ、「私人間無尽」という語を用いたい。
- (14) 鈴木 [1968b] p.705 所載の「追記」には、直前の本文(日本の村の分類)の注記として、「大体に現下の日中事変前までの事情について述べた」と記されている。同書の原書は1940年に上梓されているが、同追記で「今日国家の新体制は国民生活の全面に対しておかたな修正を加えつつある」と記されている、その変容は同書では逐次反映されていない。したがって、鈴木 [1968a, b] で「今日(の農村社会、等)」とある場合、盧溝橋の戦端を期に日中戦争が始まった1937年7月を一つの目安として、その頃(まで)の状況を述べているものと理解するべきであろう。
- (15) 麻島 [1984] の「[相銀史に類例のない] 学問的香りの高い無尽金融史」との評価は、直接には森 [1962] (『興産相互銀行二十年史 上巻』) に対してのものであるが、森 [1982a, b] はその冒頭「凡例」にもあるよう森 [1962] の改訂・加筆版であり、麻島 [1984]

- も p.67 にてほぼ同じ内容である旨認めているので、同評価は、森 [1982a, b] に関しても当てはまろう。
- (16) CiNii Books (大学図書館の本を探す) (<https://ci.nii.ac.jp/books/>) に載る諸大学の図書館が所蔵する無尽会社の社史は、(旧植民地) 朝鮮所在のものを除けば3冊(北洋・昭和産業・共盛の各社)にとどまる。
- (17) 『無尽通信』は無尽会社の中央業界組織である全国無尽集会所の機関誌(月刊)で、1929年1月に第1巻1号が刊行され1942年10月まで刊行された(後続誌は『無尽統制会報』)。『無尽之研究』は業界機関誌ではないがその紙幅は『無尽通信』と同程度の厚みがある準月刊誌(時期により隔月刊)で、1929年4月から昭和18年[終刊月不明]まで無尽之研究社により発行された(大学図書館では所蔵館が大阪市立大学のみ、それも6巻2号[1932年5月]からの所蔵であるので、初巻刊行時期は池田[1930]に拠った)。
- (18) 鈴木[1968a] pp.99-107は、「第二社会地区」の低位・上位に「第一社会地区」・「第三社会地区」を置き、前者は第二社会地区(江戸期の「藩政村」、同書では「自然村」)の中に数個存する「近隣集団」であり、また後者は昭和戦前期の「行政上の町村」に相当する、とする。同書は各「社会地区」の典型的ないし理念型的な戸数をあまり具体的に規定していないが、戸所[2004] p.43によれば「明治の大合併」(昭和戦前期までの市町村の基本的枠組となった)により約300~500戸(以上)が標準的目安の町村組成が目指され、それにより市町村数は約4.5分の1になったので、それ以前の村すなわち第二社会地区の戸数規模は(極めて大雑把ではあるが)概ね50~100戸前後の平均的規模であろうかと思われる(ちなみに第三社会地区の戸数規模は上記町村合併の標準的目安とされた約300~500戸を一つの典型と見ることができよう)。
- なお、第二社会地区の上記推定50~100戸前後という平均戸数規模は、筆者が人文地理学専攻学生であった頃よく調査した「自然村」ないしは「大字」(例えば明治22~昭和24年の旧乙訓郡海印寺村内の4つの大字など)の平均的規模を再確認(「角川日本地名大辞典」編纂委員会[1982])しても概ね符合するし、鈴木[1968b] p.383が第一社会地区を「大体30戸以内」としていること(そして上述のようにそれが数個集まって第二社会地区を構成すると述べていること)とも整合的である。
- (19) 『フランス農村史の基本性格』(ブロック[1959]、原書は1931) p.332(同書の結語部分)には、「心性」とほぼ対応する「習俗」および「集団的精神」に関する次のくだりがある。「開放長形耕地、開放不規則耕地、および囲い込み地の根本的な対照、またそれと平行する習俗の対照、この習俗は、たとえば北部と東部の農村に対して、南部の村落や西部の小村が同じ程度には知らなかったように見えるあの強烈な集団的精神を押しつけたものであるが、そうした対照についていえば、もし可能なら、その秘密をたずねなければならないのは、文書のない過去の霧のなかに消え失せた土地占取のエピソードや、社会構造の特徴のなかであろう。思慮あるすべての人々の眼から見れば、村落研究の感動的な面白さはこうした観察のなかにこそ存在する。」また『王の奇跡』(ブロック[1998]、原書は1924)のほうは、その原書がより早期の著作ということもあってかアナル学派的な「心性」の用例はほぼなく、その代わりに「集合意識」・「集合表象」という語がほぼ同じ意味で用いられている(同書の「訳者あとがき」p.587参照)。
- (20) この「無尽講の行動・認識規範」を鈴木[1968b] p.392の「村自体がもっている精神」(傍点原文)の語法のとおり「無尽講の精神」とすることも考えられる。しかしながら、鈴木自身の注意深い語義の規定にかかわらず、この「精神」という語は何かと「一人歩き」



しがちなのか、同書（原書は1940年刊）の他の箇所および1942年の別稿において鈴木自身が「[日本] 民族の精神」などと並行的に用いたことなどが批判されもした（後藤 [1970] p.62、福武 [1959] pp.6-7 など [なお両者とも1節 (4) ③で言及したように鈴木理論そのものは高く評価している]）。

上記の「村自体がもっている精神」についての「鈴木自身の注意深い語義の規定」、そのエッセンスは「個々の人々はこの[村自体が持っている]不文の原理をどうする事もできず、欲すると欲せざるとの別なくそれに従っていくほかはない」が彼らはやがて「その原理の実行を督促し、遂行せしめる」態度を自身のものとしていく、ということである（鈴木 [1968b] p.392）。そうであれば、「精神」という語を使わずとも「行動・認識に関する村落社会的規範」と言うこともできようと筆者は考え、本稿では「無尽講の行動・認識規範」という語を用いることにした。（なお、鈴木 [1968a] p.123 および [1968b] p.390 には「精神」を「社会意識」と言い換えているくだりがあるが、「行動・認識規範」は「社会意識」の語と照らしてもさほど齟齬はなからうと考える。）

- (21) 大野 [2010] は、アナル学派の「心性」の考案当時の心理学的な規定が、デュルケム社会学を継承・発展させたM. アルヴァックスの「(歴史的な) 集合的記憶」という概念（アルヴァックス [1989 (原書1968)]）とも関連していると述べる。同概念はわが国の社会学分野で言及されることが多い（「心性」が社会史の分野でそうであるように）。本文で述べた「その継続的営みへの『慣れ親しみ』やその経験・伝聞（近しい人々が参加している[いた]という事実）」は、恐らく「集合的記憶」の概念に近からうと思慮されるが、現時点では筆者に「集合的記憶」論の理解がそれを論文レベルで使いこなすに十分とは思われないゆえ、本論では同論との関連づけは控えたうえで、上記「その継続的営み

への『慣れ親しみ』やその経験・伝聞（近しい人々が参加している[いた]という事実）」を「無尽講の(集団的)記憶」と呼ぶことにしたい。

- (22) この研究アプローチの着想については、アナル学派の簡潔明瞭な解説である高橋 [2017] の p.89 にある次のくだりに負うところも大きい。「(アナル派の歴史家たちは)『環境』、『風土』、『情念の風土』、『心性(マントリテ)』、『集団的幻想』などの概念をてがかりにして、王政の心理学的基礎、すなわち王政を支える集団的幻想、社会的葛藤と宗教的・形而上学的理念の相互の絡みあい、封建制が機能する組織図にはかかわらず、むしろその制度がその中で了解される精神に眼を向ける。」(下線引用者)
- (23) 鈴木 [1968a] pp.346-347 は、「頼母子」を相互扶助の慣習に由来する「共同社会的性格のもの」、「無尽」を経済的目的を有する(金銭的給付を目的とした無尽講に限らず農事の「作事講」や漁村の「船講」なども含む)「利益社会的」なもの、と一応区別した上で、「しこうして今日存する講と名づけられるおそらく数百種の集団のいずれにも、共通に無尽の性格[共同社会的]も頼母子の性格[利益社会的]も存している」と述べている。
- (24) 「親無尽」とは、特定人の困窮や特定事業への寄付のため設立される無尽で、その特定参加者(「親」、「講主」、「発起人」等と呼ばれる)は初回到優先的に講金を受領する。「親無し無尽」とは、全ての講員が平等の規則のもとで掛金を支払い給付を受ける「平等的金融機関」である(以上、由井 [1935] pp.34-35)。なお「親無尽」では、親に限って次回以降の掛戻金を免除したり減額する場合もある(隈本 [1929] p.53)。また、川島・渡邊 [1944a, b] においては「親無尽」を「頼母子講」、「親無し無尽」を「仲間講」と呼んでいる。なお、小坂 [1931a] によれば、関西方面では無尽講一般を「頼母子(講)」と呼ぶ傾向があった。

- (25) 鈴木 [1968a] p.348 は、「もっぱら金融的な親なし無尽も自然村内にはもっとも多いが、この種の講にはその規模の大なるものは数自然村にまたがっているものがある」と述べ、他方、同 p.353 では「親なし無尽と称せられるものは、その地域が数個の自然村にまたがる場合が多い」と述べ、これら二か所の叙述は整合性を欠く。すなわち「親なし無尽が、一つの自然村内で成立する場合がより多いのか、それとも複数の自然村にまたがって成立する場合がより多いのか」が不明であるが、そもそも全国の非常に多数の自然村および（これも非常に多数の）親なし無尽につき、鈴木栄太郎として一般の傾向を述べるだけの調査ができていなかったのではなかろうか。

鈴木 [1968a] p.348 は「維新前まではいまよりも多く、いろいろの講は当時の村限りのものであった」と述べ、また森 [1982] p.426 には「無尽金融は長期の金融であったから、近世末期に始められた無尽は〔明治に入ってから〕そのまま継承され、最も制度的に封建的金融を存続していた」とある。そして川島・渡邊 [1944a, b] の信州飯田地方の実地調査報告書では、無尽講は基本的に（鈴木の言い方では）自然村ごとに成立し（山がちな地形ゆえ相互間の交通が不便なこともあり）、明治 30 年代以降は親なし無尽も増加していったこと（同 [1944a] p.557）、そして掛金額が大きく資力ある講員たちからなる親なし無尽が例外的に複数の自然村にまたがっていて「金銭的利益のみを…目的とする」たこと（同 p.565）が述べられている。

以上の諸文献からは、ひとまず、①自然村に成立する無尽講は元々「親無尽」が多かったが時代が下るにつれ親なし無尽も増加していったこと、②親なし無尽のうち掛金額の大きい非共同体的・金融組織的性格のものは複数の自然村にまたがる傾向があった、という傾向がうかがえよう。そして、川島・渡邊 [1944a, b] の信州飯田地方の事例から示唆

される、③親なし無尽が複数の自然村にまたがって成立・存続するかどうかはそれらの自然村間の移動の容易性にも依存する、という傾向は、（自然村に相当する 50～100 戸前後の）「町内」がそもそも相接し合う市・町において、「金銭的利益のみを目的とする」親なし無尽が発達しやすかったことをも、間接的に示唆しているように思われる。

- (26) 川島・渡邊 [1944a, b] の現地調査対象であった長野県下伊那郡久堅村（現飯田市）における「代参講」は「宗教講」の一種で、秋葉山（遠州）・津島神社（尾張）・豊川稲荷（三河）等の遠隔地の有名社寺への参詣旅行の費用支給を「給付金」とし、給付を受けた講員は「講中凡てを代表して参詣」し神社のお札等を持ち帰り、毎年札開きの際には「楽しく饗宴を催」したという（同 a, pp.546-551）。
- (27) 鈴木 [1968b] における「第二社会地区」（および「第一社会地区」・「第三社会地区」）の概念については注 18 を参照されたい。概ね 50～100 戸前後の農家からなる同地区において、全戸間の相互面識が可能となる条件として、同書 p.384 は以下 4 つの「農村共同体的な生活様式」（この語自体は筆者のもの）を挙げている。「(1) 生活の大部分の側面をことごとく集落内で営んでおり、(2) 住民の移動少なく、(3) 住民相互間に社会的異質性が比較的少なく、(4) その生活がみな開放的である事」（最後の (4) は、鈴木 [1968b] 第 6 章「日本農村における社会関係」の叙述・所論からして、家屋同士の近接性や相互訪問〔各戸回り持ちの集会・宴会などでは一挙に多数が訪れる〕の頻繁さなどから「各戸の状況が否応なしに筒抜けになってしまい、結局それを気にしても仕方ないと思える」ような状況・心理を指すのではないかと思われる）。

付言すれば、鈴木 [1968b] p.384 は、「大都市の郊外住宅地」などは上記 (1)～(4) の条件に「もっともとほしい」と述べ、全戸

間の相互面識が可能となる範囲は農村の場合の50～100戸前後よりはるかに狭くなるとの趣旨のことを書き添えている。この観察は、本論の見地からは、都市部の近隣地域で私人間無尽が成立しにくい理由の一つを因らずも示しているように思える。

(28) 現職判事の手になる由井 [1935] は、「頼母子講」(本論で言う「私人間無尽」)の法律関係は「抛るべき成文法なく」、「我国固有の発達に係り<sup>すくな</sup>とも六七百年の伝統に培われた特殊の制度であつて…唯地方的に<sup>ただ</sup>区々に亘る各個の慣行を広く涉獵し条理に基いて帰納するの外ない」と述べ(「序言」pp.1-2)、川島・渡邊 [1944a] p.570の言う(法学上の)「先決問題」が法実務上も存在していたことを裏打ちしている。

(29) 歴史学を「語り」の側面から再考察することに取り組むH・ホワイトは、アナール学派のブロックやブローデル、また『ブリュメール一八日』のマルクスなどの歴史叙述は、「読者の合理的な意識と同じぐらいその想像力にも訴え」ることによって、歴史叙述行為の一つの「模範」とまで評価されるようになった、と述べ、彼らが歴史家として「偉大な」理由が、歴史叙述が「常識的または科学的というよりは、文学的で言説的な構成原理に基づいている」点にもあると指摘する(ホワイト [2010] p.39)。この「文学的で言説的な構成原理」は鈴木 [1968b] の「村の精神」に関係した叙述(とりわけp.450の本論で引用した部分)にも当てはまるように思われ、そのことが注20でその一端に言及したように、後の社会学者たちに発想のユニークな価値を高く評価されるとともにその所論のまま継承されることもなかったという結果にもつながったのではないかと思われる。江戸期以来の伝統的な村社会とそこに生きる村人の思考・感覚とを読者の「想像力にも訴え」て「再構成」して示そうとする鈴木を試みは、結果的に社会学的というよりも「文学的で言説的」な「精神」という語を用いることにつ

ながったのではなからうか。

さらに付言すれば、Walzer [1986] の「歴史[叙述]に人間の経験[の語り]の性格を加えるためには、客観的叙述や観察だけではなく、「人間の心理や動機等を」理解せんとする姿勢と解釈とが必要である」との指摘は、歴史的な事象を扱う社会学——鈴木 [1968b] p.436にあるように「村の精神」論は時期的典型としては明治維新以前の状況に関するもの——についても当てはまる場合があるろうし、その面からも、鈴木 [1968b] p.450のくだり(本論引用部分)を評価する余地があるのではなからうか。

(30) 紙幅の関係もあり川島・渡邊 [1944a, b] が「共同体(論)」に触れた部分の詳述はしないが、同論にもpp.586-587の「農民の全生活が農村の共同体的諸関係に否応なしに結合され心情的依存もある中、(その重要な一環たる)金融講の『然るべき』(すなわち共同体的秩序・成員感情を阻害しない)運営が重要との暗黙の理解があった」(引用者が趣旨要約)など、無尽講の円滑な運営ぶりと小段①で述べた「無尽講の共同体的営為の側面」とを架橋するような記述が時々見られる。

(31) 「第三類型」の「農場村」においては、「個人主義的・自由主義的傾向はついに地域の連帯性をも無視し、極度に経済的合理性に即し村人の生産形態もきわめて分化し、経済活動における一切の地域の連帯に無関心となり」、「農家」というより米国流の「多角形式・経営的」農場が卓越して、理念型的には「農場ありて村のなき」状態に至る、とする(鈴木 [1968b] pp.700-701,703)。

(32) 本論ではほぼ一貫して「農村社会」を扱い、「村」という語も特に断らない限り「農村」を意味するものとして用いる。もっとも、恐らく日本の農村・山村・漁村の間に一般的には社会的性格の大きな相異はなかったのではないかとも思われる。本論でしばしば引用する川島・渡邊 [1944a, b] は厳密には「半山村・半養蚕村」に関する事例研究であるが、

同論では農村・山村の間で無尽講の慣習等に差があるとの指摘はない。また、日本の漁村も、余程の険しい地形に位置していない限り村の背後には耕地も有し（矢島 [1960] pp.192-196）、そもそも「半農村」の場合が多いことから、やはり農村と社会的性格の大きな相異はなかったのではなかろうか（丹後地方の「農漁村」の事例研究である京都帝国大学農学部農林経済研究室 [1943] も参照したが、無尽・頼母子の存在・利用は通例見られるものとして記されており、上記の見方に相異なる記述は見られなかった）。

- (33) 明治期から昭和戦時時期までの日本の「都市システム」（人口・行政管轄区・企業本社・支店等を尺度とした都市のピラミッド的体系）の変容を追った森川 [1997] は、明治維新直後は東京・大阪・京都の3大都市の卓越性が際立っていたが、明治末頃までには東京・大阪・名古屋の3大都市、それに横浜・京都・神戸を加えた6大都市が卓越するシステムになり、それが昭和戦時時期まで続いた、と分析している。また、これら「6大都市」は社会史分野の阿部 [2003] においても、大正期日本に生成した都市社会の範疇として扱われている。なお、同書では「六大都市」と固有名詞的に表わされており、本論でもそれにならうことにする。
- (34) 本文で引用した「営業者やその使用人に人を得なかったためか」以下のくだりは池田 [1918] p.108 からであろうが、『兵庫相互銀行50年史』は単に先行文献の引用にとどまらず、その裏付けとして、当時の東京日日新聞の次のような見出しを列挙している。「…例えば東京毎日 [引用者注：「東京日日」の誤りか] 新聞の如きは、大正1年8月6日から11月12日まで、実に73回にわたって、不正無尽業者の実態を記事にしておる。その見出しだけをひろってみても、『東京全市に蔓り居れる不正無尽』『手当次第の悪事』『掛る一方取る一方』『幽霊と化物会員』『役員当籤の多数』『無尽会社製造者』『住所不定の役員』

『出沒自在の会社』『立派な [の] は社名許り』といったショッキングなものが多い。」（同 p.56 側注）

- (35) 法律新聞社 [1916] p.94-95 所載の貴族院議員阪本<sup>きん</sup>之助（元内務官僚、福井県知事、鹿児島県知事、名古屋市市長）の意見申述。
- (36) 『相互銀行史』p.18-19 によれば、明治末になっても庶民が頼ることのできる金融組織は質屋・貸金業者など高利の担保金融が主で、いわゆる「庶民金融」のニーズが満たされない状態にあった。そのような背景から頼母子講（本論で言う私人間無尽）も流行したが、「これを改良した頼母子類似方法で、しかも講会取締規則に触れない、いわゆる『貯金会社』などの名称をもった庶民金融を営む業者が急激に、全国的に続出した」。そのような会社は、基本的に伝統的な無尽講の仕組みを用いつつも、「未収・欠口補充を営業者の負担にし、規約を整備した」。以上のような記述からは、営業無尽の先駆けとなった組織は私人間無尽よりも加入者にとり信頼の置ける組織であったように思える。しかしその一方で、同 p.21 には「当せん時期によって金利計算上の得失不同であったり、極端な低額入札を余儀なくされたり、資金需要の緩急に応じることができなかつたりするなど機構上種々の欠点があるうえ、貯金会社等自体の経営基礎が薄弱なものが多く…」 「会社役員的身元も不確実」なものもあった、などとも記されている。また同 p.20 からは、1914 年大蔵省調査（大蔵大臣官房銀行課 [1915]）における 831 業者のうち、個人事業主も 163 あったことも分かる。

『相互銀行史』の以上のような記述もまた、無尽業法制定直前の無尽営業者たちが「玉石混淆」であったことを示していよう。そして本文ですぐ後に述べるように、2千強もの業者数のうち無尽業法下で免許を得た業者数が百余であったことは、上記の「未収・欠口補充を営業者の負担にし、規約を整備した」ような営業者（すなわち「玉石」の「玉」のほ

う) がごく少数派であったことを示しているように思われる。

- (37) 『相互銀行史』p.37 は、このような無免許業者の「整理時代」と次なる発展の胎動に際して、(免許)業者の団体が組成されたことも「隠れた推進力となった」と述べる。そのような団体には、1916年設立の「私人無尽停止期成同盟会」(1918年3月に「全国無尽連合研究会」に名称変更)ならびに1917年設立の「無尽業者協会」があった(同、および大口生 [1933])。大口生 [1933] によれば「私人無尽停止期成同盟会」は1917年(大正6年)1月に「私人無尽取締り方に就いて大蔵省に陳情し、大正7年春まで氣勢を挙げて居つたが、同年2月に大蔵省より地方庁へ対して通牒が発せられ、更に4月頃全国の無尽主任官会議を大蔵省に開催する事が決定したので、これに依つて初期の目的は達せられたりとして、大正7年3月9日に…その祝賀会を催した」という。さらに同稿によれば、この「私人無尽停止期成同盟会」は上記「全国無尽連合研究会」を経て「全国無尽連合研究会」となり「無尽の研究とその向上を期する事とな」り、無尽研究社の村井健之助がその研究会事務を務めた、とある。

なお、本論でしばしば引用する『無尽之研究』は、その「私人間無尽取締りキャンペーン」など、上記の「私人無尽停止期成同盟会」や後継の「全国無尽連合研究会」あるいは無尽研究社との関連も想起されるが、同誌の刊行元は無尽之研究社で編集・発行人等含め無尽研究社とは別組織であり、今のところ組織上の関連は不明である。もっとも、仮に組織上は関連無くとも「私人無尽停止期成」と「私人間無尽取締りキャンペーン」とは同質の運動であり共に無尽会社の集まりが担っていることと併せ、一連の動きとも位置づけられるかも知れない。それでも筆者としては、「私人無尽停止期成」の運動では「無免許の(つまり無尽業法上非合法的な)無尽業者」がやり玉に挙げられ、「私人間無尽取締

りキャンペーン」では「(同法では規制していない)私人間無尽」がやり玉に挙げられた、という質的な差異を指摘しておきたい。

- (38) このように当局規制上は「放任」に近かった私人間無尽であるが、本論2節で見たように、農村社会に根ざした無尽講の場合、その伝統的規律付け(「無尽講の行動・認識規範」)の作用により比較的問題は少なかったかもしれない。しかし「無尽講の行動・認識規範」の共同体的基盤を概して欠く都市部の私人間無尽まで同じく規制上「放任」したことは、都市部における「体質改善」された無尽会社の顧客アピール力をも低下させる(情報の経済学で言う「レモン [市場] 問題」; たとえば Akerloff [1970]、Birchler and Butler [2007] pp.277-281、など)ことにつながった可能性がある。
- (39) 当局の規制も緩く容易に設立できた私人間無尽につき、当局は調査もほとんど行っていなかった。渋谷 [1983] p.614 によれば、私人間無尽の設立数、講員数や掛金規模などをたどることができる当局の調査は、1915年の「不十分な」大蔵省調査と1935年の農林省調査があるのみで、時系列的にデータを並べ分析することは不可能、という。実際、1915年の大蔵省調査すなわち大蔵大臣官房銀行課 [1915] は、特に私人間無尽につき報告が2割程度の道府県からしか得られずあまりデータ源とならない。その点1935年の農林省調査(農林省経済更生部 [1935])は当時「講崩れ」が頻発し債務過多の農村救済が政策的課題となっていただけにかなり包括的であるが、逆に私人間無尽の盛時(たとえば川島・渡邊 [1944a] p.558は調査村落では大正末が最盛期と述べ、同 [1944b] pp.942-943では1934・5年に多くの講が停止したと述べる)の状況を反映していない可能性もある。

そのような中、前田 [1927] pp.253-255 の

「庶民階級の負債」一覧の数字（逐次出典や算出根拠を挙げていないのが難点）は一つの参考となるかもしれない。同箇所によれば「無尽講」の「相互融通額」は推定13～14億円とされている。それに対し「営利無尽」の「給付済額」は約3億円（1926年末）とされ、これは『相互銀行史』p.84の「給付済高」約3.1億円とほぼ一致する。もし前田[1927]が記す通りだとすれば、私人間無尽は営業無尽より4倍強の信用供与額を有していたことになる。

- (40) 無尽利益金（または無尽益金）は、営業無尽の運営者たる無尽会社に生じる「資金粗利益」とも言うべきもので、掛金総額から給付金総額を引いた差額がその基本をなす（東京式無尽の場合）。この掛金総額には未取掛金（資産勘定）も含むが、未取掛金が多額に及んでも、無尽利益金自身は影響を受けないという問題がある。さらに、掛金額が講会の回が進むにつれ低減する大阪式（給付が遅くなるほど掛金利回が高くなり資金運用目的の加入者により有利）の場合、各団ごとの無尽収支計算表に基づき保守的に会社の決算期ごとの無尽利益金を見積もらねば、当期利益および配当等が過大となり、財務の不健全性を招くおそれがある（以上、全国無尽集会所[1932] pp.98-104、小坂[1930] pp.157-174）。
- (41) 川島・渡邊[1944b] pp.954-955は、法社会学の見地から、次の引用文のように、私人間無尽の理解には近代的・都市社会的な個人主体の世界観を当然の所与としない頭の切り替えが必要、と述べている。「おほりに、講の慣行的規範の、法としての性質につき一言しておきたい。しばしば指摘したやうに、講の慣習的規範は、近代法とは異つた性質の社会関係と意識との上に基礎づけられている。その規範の実効性は、せまい協同社会内にその全生活をおかねばならぬ人々が必然的に相互の間にもたざるを得ぬところの具体的な社会関係——近代的な「個人」の社会関係はきはめて抽象的である——と、それを支へる

感情的モメント（義理人情や「顔」など）と、によつて保障されて居る。その規範は近代法の権利義務のごとき確固不動性、明確性をもつてゐないのであり、その協同体の内部における明確性は同時にその協同体の外の世界に対する不明確性と相照応してゐる。すなわち、講の慣行的規範は、多くの点で外形的に固定的な形式に固定するに至らず、ただ講会が『然るべく』行はれることの大切さが、村人の意識にとつてのみ自明的に明確たるにとどまる、といひ得られるであらう。（後略）」（傍点は原文、下線は引用者）

- (42) 山形殖産無尽（本店山形市）の1932年末における本支店数は2、出張所数は11、営業区域は山形県一円、給付金契約高は19,325口、1,066.8万円であった（全国無尽集会所[1933] p.41）。また農林省経済更生部[1935]（調査時点は1934年2月）によれば、山形県内の57%の市町村には私人間無尽が存し、その年間掛金総額は163万円余であった。本論4節(2)で見るとこの農林省調査の時点では私人間無尽の講崩れや当局主導の整理が進行中であったことを併せ鑑みれば、昭和の初め以前は山形県内の農村部で私人間無尽は一層多く行われていて、本論2節で見たように、村々にごく普通に見られる存在であったものと推察される。
- (43) 無尽講本来の「給付金」に加え、由井[1935] pp.60-62は下記の「伝統的の慣習として講員に対する種々の慰労の方法」があると述べ、それらを「準給付金」と総称している。(1) 饗応および土産、(2) 花鬘（少額の当選分配金で参加者の射倖心を満たすもので、出席講員全員が参加できる場合と未取講員のみが参加できる場合とがあり、また落札者に次ぐ二番札・三番札の者に分配することもある）、(3) 割戻金（車代、足代、還物などと称せられる）、(4) 入札差金（落札者が差し出す金銭で、通例として未落札者の掛金は以後その分少なくなる）、(5) 割増金の分配。また、小坂[1931b] p.31は、「無尽講では

よくやりますが、加入者が会日を集つて、酒食を共にし、懇親を図っておりますが、営業無尽におきましても、第一回には、会社から酒食を提供し、会員相互の親睦を図る一面には、無尽の利用方法を話したり…」と述べ、上記由井 [1935] の (1) を引き継いでいる無尽会社があること、その一方で「近來は…全然何もしない者も、沢山ある」と述べている。

- (44) このように本段の検討対象を大都市部の無尽会社に限るのには、農村卓越地域の無尽会社の営業活動の様相が業界誌（それらの原稿元や取材先はやはり主要都市部の無尽会社中心である）等だけでは探りにくい、という事情もある。
- (45) 篠山 [1933] に拠り、1933年の東京3無尽への刑事捜査とその後の展開を簡記すると以下のようであった。1933年5月9日朝刊（紙名は表記なし）に、白陽無尽、帝国無尽、四立無尽が警視庁3主任警部による同時捜索を受け、帳簿類が押収され、各社1・2名ずつ責任者が召喚・取調べを受けた旨、報道された。5月12日には「都下大新聞はいつれも筆を揃へて」7社（上記3社を含む）が不正無尽として名指しされ、以後、背任横領や「幽霊加入者」（別名「さくら」）による当籤金横流し（これにつき篠山 [1933] は未収・欠口が多い場合に無尽会社みずから掛金を払い給付を受けるのはやむを得ない自衛手段とする）、さらには給付・籤そのものの不正横行（これにつき篠山 [1933] は都下無尽各社の潔白証明を促している）、といった報道が相次いだ。
- (46) 本文で既に引用した河合 [1936]（『無尽之研究』所載）は外務員の勧誘方法の強引さや非近代性（今日で言うマーケティング的手法ではなく人情に訴える）を問題にしているが、全国無尽集会所の業界機関誌『無尽通信』にも「無尽会社の集金制度を論ず」との「課題」の懸賞論文掲載が5回も連続で見られる（同誌第2巻1号 [1929年7月]～第2巻5

号 [同11月]、その第2巻3号の一部を本文にて次に引用）。これらから、外務員の資質向上と勧誘営業のあり方、さらには「加入者教育」の問題などが業界の大きな課題と認識されていたことがわかる。

- (47) 本段①で引用した河合 [1936] は、無尽会社の宣伝の一環としての講演会には「業界の質の向上と研究とを加味して」講師として招くのは「金融評論家」などが良いと述べる（p.44）。その面からも、「都市銀行（しかも地元大阪の）調査部」という小坂の所属は好適であったと思われる。加えて、同氏が勤めていた野村銀行（ちなみに筆者は同行〔戦後大和銀行と改称〕の出身）は無尽業態との金融取引に熱心であり、たとえば西日本相銀の前身たる西日本無尽発足（1944年、5無尽会社の大同合併）にあたってはつなぎ役ならびに合併後の大株主ともなり（西日本相互銀行総合企画室 [1965] pp.68-73など）、また同様に大阪の合併無尽である近畿無尽など、地方主要無尽の「親密都銀」となった。したがって小坂の場合も、同行での職務の一環（銀行取引先としての相銀〔業態〕の応援）としてラジオ講演を買って出た可能性もあろう。
- (48) 無尽簿記法においては、給付をまだ受けていない営業無尽参加者が今後満会まで払い込む予定の掛金額も「給付未済口掛金」として、「給付未済口掛金」と併せて「未収無尽掛金」に計上されるが、この方法に対し酒美 [1932] pp.110-111は「其債権者たる会社は之れが払込を強制す可き絶対的権利なく却つて債務者否或る意味における預金者たる加入者の自由意志により其納否を選択し得る」（下線は引用者）限り、それはせいぜい「相対的債権」にとどまり、本来会社の「絶対的権利」だけを計上すべき資産勘定に「給付未済口掛金」が計上されるのは商法上の会計原則にも背反しかねない、と述べる。
- (49) 注（48）で引用した酒美 [1932] の「其債権者たる会社は之れが払込を強制す可き絶対的

権利なく却つて債務者否或る意味における預金者たる加入者の自由意志により其納否を選択し得る」とのくだり（下線は引用者）を参照。また同稿が p.111 で紹介する「模範無尽契約々款例示」第 16 条には「掛金の払込を怠りたるときは解約者と看做す」と記されている。さらに具体例として、『兵庫相互銀行 50 年史』所載の日の丸無尽の宣伝小冊子（3 節（3）② [c] にて取り上げた）には、見込み客向けに「契約の解除」という小項目があり、契約給付金の 100 分の 2 の「解約手数料」を払って講参加者が解約できることが明瞭に記されている（同年史 p.325）。

- (50) 高際 [1935b] には簡単に、また高際 [1935c] ではもう少し詳細に無尽業態の利益率の分析がある。当時の無尽業態の経営状況につき言すれば、金融恐慌・昭和恐慌の直接の打撃が及んだ銀行等の預金金融機関と異なり、講参加者間の相互金融方式主体の無尽会社は直接の打撃こそ少なかったものの「経済全般の不況の影響」が次第に押し寄せ（『相互銀行史』p.39）、1935 年前後に未収・欠口が業態としての問題にまで拡大した、という状況にあったものと思われる。
- (51) 井関 [1932] が同箇所および類似・関連論考（特に井関 [1933] pp.17-18、井関 [1935b] pp.8-10）で営業無尽の「判らぬ所が無尽の妙味（あるいは妙理）」論を批判する中心ターゲットは、団制度の予測不可能性にまぎれて営業無尽が不透明さらには不正まがいの計算処理を行い、特に資金調達意向の講参加者に実質的に高金利を負担させている、との点にある。これに関しては、全国無尽集会所の論客であった浅野 [1933] が詳細な反論をなし、「仮に井関氏批判の通りの業者ありせば没落するのみ」との論駁を行い、現にその後主要都市部を含め無尽会社の破綻や不祥事が（他業態比）多発したという事実もないことから、井関氏の勇み足の面もあろう。しかしながら、現在に至るまで金融機関に求められるコンプライアンスおよび対顧客の「分か

りやすい説明」の要求水準が逡増してきている、そのような「近現代的」視点からは、もちろん井関 [1932] の所論に分がある。

- (52) 井関 [1935b] pp.6-7 は、無尽の団や信用組合のような「相互的な組合金融」は、参加者が元々同じ「ゲノッセンシャフト（協団体）」に属している場合に成功する、と述べ、日本の農村の信用組合、米国の工業労働者ないし小売商人などが組成した信用組合（クレジット・ユニオン）を例に挙げる。注 52 で紹介した浅野 [1933] も（「団制度廃止論」では井関と論敵ながら）相似た見解を示し、東京市内でも同一町会や同業者組合のメンバー間で組成された営業無尽の団は「成績優良」と述べている（p.5）。
- (53) 無尽業法の 1938 年 3 月改正により、「給付金限度貸付」（加入者に当籤・入札によらず給付金額を限度とする貸付を行うこと）の総額の制限が撤廃され、また、同法施行細則付属雛形の 1938 年 7 月改正により無尽簿記法が大幅に標準的な会計原則に準拠したものとなり、無尽掛金等にかかる資産・負債計上法ならびに無尽利益金の計算方法の問題点（注 40・注 48 参照）も改善された（『相互銀行史』pp.45-46）。
- (54) 『無尽之研究』第 6 卷 4 号「私人無尽の弊害」pp.28-29 には「幽霊講 3 千円を詐欺」と題して、下記の記事が載っている。「大阪北区…表具商松岡…（56）は店が思はしく行かぬので、町内に多少信用あるを奇貨とし、昨年 11 月 5 日満期頼母子講をはじめ町内その他から 33 名を加入せしめ、それに幽霊講員を多数つくり上げ、名簿を作成し落札者は必ず後者の中から選び出し<sup>あたか</sup>恰も実在の人物の如くごまかして講金を横領消費してゐたことが最近に至り曾根崎署に探知せられ 5 月 26 日 32 名より 2836 円 40 銭を詐取してゐることが判つた。」

また、同 p.30 には「稲庭無尽取締」と題し、下掲のとおり記されている。「疲弊のドン底にある農村の唯一の金融機関として無尽



- 講、頼母子講は重宝がられてゐる半面随分インチキなものもあつて、その設立趣旨に反するものも相当あるので秋田警察署では鋭い目を注いでいるが、推勝郡稲庭町〔引用者注：現湯沢市の東南郊〕にはあるもへ二十五〔・〕六の無尽講が開かれており中には危険性の伴い勝ちなものがあるので嚴重なる取締を行ひ不正を未然に防ぐため努めてゐる。〕
- (55) 『無尽之研究』第6巻5号には再び「私人無尽の弊害」コーナー (pp.78-80)、同巻6号には「千人講」を問題視する「あいまい講会の流行—(その検討と対策)—」(pp.50-53)、そして同巻6号・第7巻1号(1932年10月)には無尽各社への報告依頼に対する回答を集めた「私人無尽の状況調査(第1回・第2回)」(各々 pp.58-67、pp.40-48)が掲載されている。
- (56) 『無尽通信』所載では北海道無尽協会から北海道庁宛「講会ノ改善ニ関スル意見」(北海道無尽協会 [1925])の紹介など、『庶民金融』所載では1929年兵庫県下無尽会社「同盟会」総会での各地警察署取締り陳情の一斉行動「熟議確定」の報(昭和4年8月号 p.21)など。
- (57) 『無尽之研究』の私人間無尽批判「キャンペーン」の前年に出版され、無尽業界関連の記事・論考等で引用されることも多い南[1931]は、私人間無尽が参加者・主宰者の相互関係が「道徳的意義を含」み、「相互扶助的連携作用により、極めて美はしい〔引用者：原文ママ、「うるわしい」と読むか〕精神的結合力を有してゐる」と、私人間無尽の存在を評価しているようでもある。同著者は中央無尽社長であり、無尽会社の経営者として感覚的に私人間無尽との共生的関係を理解していた少数派の論者であったのかもしれない。
- (58) 川島・渡辺 [1944b] pp.953-954は、昭和恐慌以降の「村落協同関係の弛緩」と「よそ人」(傍点原文)との交渉・協同関係の必要性増大の中、無尽講の不振は「まさに必然的」であり、その代替手段として「村人の要求にもっとも近いもの」は営業無尽であろう、との見方を示すが、具体的に調査対象村や長野県の無尽講・営業無尽の講会参加人数・金額などを示してはいない。
- (59) 『家の光』誌は現在も「家の光協会」により、各地のJAを販売ルートとして月刊で刊行され続けている。同誌ウェブページ (<http://www.ienohikari.net/press/>) 冒頭の紹介文中では「女性はもちろん、家族みんなで楽しく読める総合家庭雑誌です。読者参加の紙面づくりを大事にし…『得する、役に立つ、元気になる』記事を満載しています」といった誌面編集の方針を謳っているが、それは板垣[1992]が描出する昭和戦時期より前の同誌の編集方針(婦人読者重視、「生活改善」提唱など)とも、ある程度共通する傾向がある。
- (60) 吉田青年がそのように産業組合を志向することにつき、高田[2003]からする限り、それが「心性」と呼びうる程に集合的で持続的な「心的態度」であったか、明らかではない(鈴木[1968b]の「産業組合村」の観察と併せ見ればその可能性はあるが)。それゆえここでは「心性」の語は用いず「心的態度」の語にとどめた。
- (61) 「団なし無尽」たる「看做無尽」は1949年無尽業法改正によって制度化され(『相互銀行史』pp.47,121)、また1951年(以後)の相銀転換後はそれが「相互掛金」と呼ばれるようになった(同p.78)。しかし無尽会社時代「団あり無尽」も、運営途中で廃止されたのではなく多くは満会まで運営されたようであり、1955年3月末時点でも相銀業態の相互掛金の13.6%(口数ベース)は「組のあるもの」であった(同p.124)。

#### 【参考文献】

(漢字の旧字体は、氏名以外は新字体に置き換えた。またウェブページのURLは2020年10月28日付けでアクセス可能性を再確認している〔上の「注」所載のものも同様〕。)

- 麻島昭一 [1983a]、「無尽会社」(12章2節)、加藤俊彦(編)『日本金融論の史的研究』、東京大学出版会、pp.615-643
- [1983b]、「無尽業の存立基盤とその変質」、国連大学 人間と社会の開発プログラム、HSDRJE-87J/UNUP-488、国際連合大学(ジェトロ・アジア経済研究所デジタルアーカイブズ所収: [https://d-arch.ide.go.jp/je\\_archive/society/wp\\_unu\\_jpn85.html](https://d-arch.ide.go.jp/je_archive/society/wp_unu_jpn85.html))
- [1984]、「相互銀行史の一考察—無尽会社時代を中心として—」、『経営史学』、第19巻1号、pp.45-67
- 浅野信一 [1933]、「営業無尽の団制度を検討す(上)」、『無尽通信』、第10巻4号、pp.2-11
- あつ子(ペンネーム) [1932]、「無尽をしみじみし有難く思つた話—私の体験談」、『無尽之研究』、第6巻4号、pp.38-40
- 阿部恒久 [2003]、「帝国日本の地域」、大門正克ほか編『近代社会を生きる』、吉川弘文館、pp.144-168
- アルヴァックス、モーリス [1989]、『集合的記憶』、小関藤一郎訳、行路社(Halbwachs, Maurice [1968], *La mémoire collective*, Presses Universitaires de France, Paris)
- 池田龍藏 [1918]、「稿本 無尽の実際と学説」、大燈閣
- [1930]、「無尽に関する資料総覧」、『無尽通信』、第3巻1号、pp.65-68
- 泉田洋一 [1992]、「農村金融の発展と回転型貯蓄信用講(ROSCAs)—日本における講の役割—」、『宇都宮大学農学部学術報告』、第15巻1号、pp.1-18
- 井関孝雄 [1931a]、『庶民銀行』、先進社
- [1931b]、『庶民金融の実際知識』、春陽堂
- [1932]、「営業無尽改革論—無尽は将来果して営業として成り立ち得るか—」、『庶民金融』、第8巻10号、pp.2-25
- [1933]、『営業無尽改革論』再論—無尽通信に発表の壺岐氏の駁論に答ふ—、『庶民金融』、第9巻2号、pp.2-27
- [1935a]、「無尽論戦の今昔感—三年がかりの論争の思ひ出—」、『無尽之研究』、第10巻4号、pp.10-14,29
- [1935b]、「無尽は何んな社会に於いて行はれたか—営利無尽に無理があると云ふ3つの前提—」、『庶民金融』、第11巻5号、pp.2-11
- [1962]、『庶民金融』研究に終生の夢を託して(私の研究履歴(2))、『金融ジャーナル』、1962年2月号、pp.46-47
- 磯 龜吉 [1936]、「吾が輩は未収無尽掛金である(四)」、『無尽之研究』、第11巻4号、pp.36-37
- 板垣邦子 [1992]、『昭和戦前・戦中期の農村生活：雑誌『家の光』にみる』、三嶺書房
- 伊藤正直 [1988]、「農家経済と農村金融財政問題」、伊藤正直ほか『戦間期の日本農村』、世界思想社、pp.45-95
- 伊藤正直・大門正克・鈴木正幸 [1988]、「鼎談 戦間期農村研究の課題」、伊藤正直ほか『戦間期の日本農村』、世界思想社、pp.171-220
- 井上忠勝 [1963]、「濠洲期の営業無尽—兵庫県下を中心として—」、『国民経済雑誌』、第107巻2号、pp.40-58
- 岩手県経済更生課(編) [1935]、『無尽(頼母子)講ノ整理二関スル調査』、岩手県経済更生課
- 宇都宮京子 [2010]、「理解社会学—ウェーバー—」日本社会学会社会学事典刊行委員会(編)『社会学事典』、丸善、pp.38-39
- 大門正克 [1994]、『近代日本と農村社会—農民世界の変容と国家—』、日本経済評論社
- 大口生(ペンネーム) [1933]、「無尽風土記 東京の巻(1)」、『無尽通信』、昭和8年6月、pp.74-78
- 大蔵大臣官房銀行課(編) [1915]、『無尽二関スル調査』、大蔵大臣官房銀行課
- 大野道邦 [2010]、「集合的記憶」、日本社会学会社会学事典刊行委員会(編)『社会学事典』、丸善、pp.642-643
- 大宮四郎 [1934]、「無尽から『小口貸付』等に変化しつつある無尽会社—営業無尽は無尽益金

- 1割5分で果して経営可能であるか』、『庶民金融』、第9巻9号、pp.17-33
- 小澤 潔 [1991]、「庶民金融と会計検査（特に沖縄の模合について）」、『会計検査研究』、第3号、pp.71-79
- 加瀬和俊 [1978]、「地域経済の動向」、西田美昭（編著）『昭和恐慌下の農村社会運動』、pp.83-157
- 「角川日本地名大辞典」編纂委員会（編）[1982]、『京都府』（上巻）、角川書店
- 角崎洋平 [2016]、「日本におけるマイクロクレジットの形成と社会福祉政策—無尽から世帯更生資金貸付へ—」、佐藤順子（編著）『マイクロクレジットは金融格差を是正できるか』、ミネルヴァ書房、pp.11-54
- 蒲生野辛夷 [1934]、「再び井関氏の『団制度廃止論』に就て」、『無尽之研究』、第9巻3号、pp.24-27
- 河合延郎 [1936]、「無尽業の宣伝広告とプラン」、『無尽之研究』、第11巻4号、pp.38-44
- 川島武宣・渡邊洋三 [1944a, b]、「講の慣行と農村生活—長野県下伊那郡上久堅村の調査—」、『法学協会雑誌』、第62巻5号、pp.541-587、および同9号、pp.932-955
- 河津澄家 [1933]、「無尽人の嘆き」、『無尽之研究』、第8巻3号、pp.16-19
- 京都帝国大学農学部農林経済研究室 [1943]、「戦時に於ける農漁村金融経済の動向：京都府与謝郡養老村調査報告書」、農村経済調査彙報第4号、京都帝国大学農学部農林経済研究室
- 隈本熊被 [1929]、「無尽の概要に就て」、『無尽論文集 第1輯』、全国無尽集会所、pp.36-76
- 小坂珠城 [1930]、『無尽業態の研究』、文雅堂
- [1931a, b]、「無尽の話（大阪放送局にラヂオ講演）（上）・（下）」、『無尽通信』、第5巻1号、pp.45-52、および第5巻2号、pp.26-32
- [1934]、「市街地信用組合と普通銀行の地位」、『銀行研究』、第27巻3号、pp.25-43
- 後藤和夫 [1977]、「戦前における日本農村社会学—鈴木理論と有賀理論の形成—」、『社会学評論』、第20巻2号、pp.53-65
- 小林千枝子 [1997]、『教育と自治の心性史—農村社会における教育・文化運動の研究—』、藤原書店
- コルバン、アラン [2002]、「心性史から感性の歴史へ（インタビュー）」、〈聞き手・解説〉イザベル・フランドロワ、〈訳〉尾河直哉、『環』、vol.10、pp.432-443
- 根田哲顕（弥生無尽）[1929]、「無尽会社の集金制度を論ず」（懸賞論文）、『無尽通信』、第2巻3号、pp.28-33
- 佐伯尚美 [1963]、『日本農業金融史論』、御茶の水書房
- 酒美保造 [1932]、「無尽記帳法改正私案」、『無尽簿記全集』、pp.107-149
- 篠山生男 [1933]、「無尽界の不詳事件解剖」、『無尽之研究』、第8巻3号、pp.12-15
- 渋谷隆一 [1983]「無尽」（12章1節）、加藤俊彦（編）『日本金融論の史的研究』、東京大学出版会、pp.595-614
- 菅野 正 [1973]「経済更生運動と村落支配」、喜多野清一博士古希記念論文集編集委員会（編）『村落構造と親族組織』、未来社、pp.277-317
- 鈴木栄太郎 [1968a, b（初刊1940）]、『日本農村社会学原理』（上・下）、未来社
- 全国相互銀行協会（編）[1971]、『相互銀行史』、全国相互銀行協会
- 全国無尽集会所（編）[1932]、『無尽簿記精義』、全国無尽集会所
- （編）[1933]、『全国無尽会社要覧』（昭和7年末現在）、全国無尽集会所
- 高際敏彌 [1932]、「改善したき無尽の欠点（四）」、『無尽通信』、第8巻1号、pp.44-49
- [1935a]、「万年無尽（未定稿）」、『無尽之研究』、第10巻4号、付録
- [1935b]、「下り坂の無尽挽回策（一）～無尽利益の再検討を要す～」、『無尽之研究』、第10巻5号、pp.6-9
- [1935c]、「根本的改造を要する営業無尽組織（一）」、『庶民金融』、第11巻11号、pp.2-10

- [1937]、「無尽の両面観」、『無尽通信』、第17巻3号、pp.33-39
- 高田知和 [2003]、「農村青年の都市文化受容についての一考察」、『年報 社会学論集』(関東社会学会)、第16号、pp.13-25
- 高橋清徳 [2017]、「訳者解説」、マルク・ブロック『比較史の方法』、講談社、pp.67-121
- 竹岡敬温 [1995]、『「アナル」学派と社会史—「新しい歴史」へ向かって』(第6版)、同文館出版
- 戸所 隆 [2004]、『地域主権への市町村合併—大都市化・分都市化時代の国土戦略—』、古今書院
- 中嶋みさき [1999]、「『近代家族』への問いと女性史の課題」、『歴史評論』、1999年4月、pp.32-43
- 中村研二 [2018]、「沖縄のインフォーマル金融の機能—沖縄模合のアンケート分析による考察—」、『釧路公立大学地域研究』、第27号、pp.23-39
- ナジタ、テツオ [2015]、『相互扶助の経済—無尽講・報徳の民衆思想史—』、五十嵐暁郎監訳、みすず書房  
(Najita, Tetsuo [2009], *Ordinary Economies in Japan: a historical perspective, 1750-1950*, The University of California Press, Berkeley and Los Angeles)
- 西日本相互銀行総企画画室 [1965]、『西日本相互銀行二十年史』、西日本相互銀行
- 日本銀行調査局(編) [1981]、『わが国の金融制度』(第8版)、日本銀行調査局
- 農林省経済更生部 [1935]、『頼母子講二関スル調査』、農林省経済更生部
- 長谷川公一ほか [2007]、『社会学』、有斐閣
- 濱嶋 朗・竹内郁郎・石川晃弘 [2005]、『社会学小辞典 [新版増補版]』、有斐閣
- 東 与一 [2015]、「沖縄社会における模合に関する考察」、『経済環境研究』、第5号、pp.25-44
- 兵庫相互銀行50年史編纂委員会 [1962]、『兵庫相互銀行50年史』、兵庫相互銀行
- フェーブル、リュシアン [1995]、『歴史のための闘い』、長谷川輝夫訳、平凡社(Febvre, Lucien [1965], *Combats pour l'histoire*, Librairie Armand Colin, Paris)
- 福武 直 [1959]、『日本村落の社会構造』、東京大学出版社
- ブロック、マルク [1959]、『フランス農村史の基本性格』、河野健二訳、創文社 (Bloch, Marc [1931], *Les caractères originaux de l'histoire rurale française*, H. Ashehoug & co., Oslo)
- [1995]、『封建社会』、堀米庸三監訳、岩波書店 (Bloch, Marc [1939-40], *La société féodale*, Albin Michel, Paris)
- [1998]、『王の奇跡』、井上泰男・渡邊昌美訳、刀水書房 (Bloch, Marc [1924], *Les rois thaumaturges*, Armand Colin, Paris)
- ホワイト、ヘイドン [2010]、「コンテクスト主義と歴史理解」、那須 敬訳、『思想』、2010年8月(「ヘイドン・ホワイトの問題と歴史学」特集号)、pp.34-45
- 法律新聞社(編) [1916]、『無尽と貯蓄銀行』(3版)、法律新聞社
- 北海道無尽協会 [1929]、「講会ノ改善ニ関スル意見」(北海道庁宛)、『無尽通信』第1巻5号、pp.121-122
- 堀家文吉郎 [1975]、『銀行行動の研究』、日本経済評論社
- 前田繁一 [1927]、『庶民金融』、日本評論社
- 松尾順介 [2018a, b]、「中小企業金融としての沖縄『模合』」(上)・(下)、『証券経済研究』、第103号、pp.21-34; 同第104号、pp.19-44
- 光川省三 [1933]、「無尽経営雑感」、『無尽之研究』、第8巻3号、pp.36-41
- 南 弘道 [1931]、『無尽金融の社会的基礎』、先進社
- 森 嘉兵衛 [1962]、『興産相互銀行二十年史 上巻』、興産相互銀行
- [1982]、『無尽金融史論』、法政大学出版局
- 森 静朗 [1978]、『庶民金融思想史体系 II』、日本経済評論社
- [1981]、『庶民金融思想史体系 III』、日本経済評論社

- 森岡清志 [2008]、『地域の社会学』、有斐閣
- 森川 洋 [1997]、「幕末期から第2次大戦に至るわが国都市システムの発展過程」、『地学雑誌』第106巻1号、pp.10-30
- 矢島仁吉 [1960]、『集落地理学』（第4版）、古今書院
- 安富邦雄 [1994]、『昭和恐慌期救農政策史論』、八朔社
- 山田善太郎（山形殖産無尽）[1935]、「無尽の妙味」、『無尽之研究』、第10巻2号、pp.32-33
- 由井健之助 [1935]、『頼母子講と其の法律関係』、岩波書店
- 由里宗之 [1997a, b]、「米国の『コミュニティ銀行』の存立基盤」（前・後編）、『大阪市大論集』、第87号、pp.1-31、および第88号、pp.1-32（同 [2000] 『米国のコミュニティ銀行』 [ミネルヴァ書房] 第4章所収）
- [2018]、『日米地域銀行の存続と再編—なぜ日本の地域銀行は減っていくのか—』、ミネルヴァ書房
- [2020a, b]、「日本相銀の『中堅企業』指向と『選択的拡大論』—相銀業態の中小企業融資先数の減少をもたらした一因—」（前編、後編）、『経営研究』（大阪市立大学）、第70巻5号、pp.99-119、および同6号、pp.27-48
- 渡辺久雄 [1970]、『近代の尼崎』（尼崎市史第3巻）、尼崎市役所

*Hedgehog & the Fox*, Isaiah Berlin, Simon & Schuster, New York

- Akerlof, George [1970], "The Market for 'Lemons': quality uncertainty and the market mechanism," *Quarterly Journal of Economics*, vol.84, pp.488-500
- Birchler, Urs and Monika Bütler [2007], *Information Economics*, Routledge, Oxon, U.K.
- Labrousse, D'Ernest [1962], "Préface," en *Aspects de l'histoire sociale et politique du Loir-et-Cher, 1848-1914*, Mouton, Paris, pp.I-XII
- Walzer, Michael [1986], "Introduction," in *The*